

周防大島町告示第110号

平成16年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成16年12月8日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成16年12月15日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
武政 輝夫君	平村 真成君
魚谷 洋一君	松井 岑雄君
黒田 壇豊君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

12月16日に応招した議員

12月21日に応招した議員

応招しなかった議員

平成16年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成16年12月15日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成16年12月15日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 議案第1号 平成16年度周防大島町一般会計予算について (説明)
- 日程第6 議案第2号 平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第7 議案第3号 平成16年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について(説明)
- 日程第8 議案第4号 平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について(説明)
- 日程第9 議案第5号 平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について(説明)
- 日程第10 議案第6号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について(説明)
- 日程第11 議案第7号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計予算について(説明)
- 日程第12 議案第8号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第13 議案第9号 平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第14 議案第10号 平成16年度周防大島町渡船事業特別会計予算について(説明)
- 日程第15 議案第11号 平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第16 議案第12号 平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算について(説明)
- 日程第17 議案第13号 周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の制定について

- 日程第20 議案第16号 周防大島町過疎地域自立促進計画（前期）の策定について
- 日程第21 議案第17号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の策定について
- 日程第22 議案第18号 柳井地区広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第23 議案第19号 柳井地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第20号 柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 議案第21号 柳井市・大島町の廃置分合に伴う山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第26 議案第22号 下関市・豊浦郡4町、柳井市・大島町、萩市・阿武郡6町村及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第27 議案第23号 長門市・大津郡3町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第28 議案第24号 下関市・豊浦郡4町、萩市・阿武郡6町村及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第29 議案第25号 柳井市・大島町及び長門市・大津郡3町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第30 議案第26号 下関市・豊浦郡4町、柳井市・大島町、萩市・阿武郡6町村、長門市・大津郡3町及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第31 議案第27号 山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第32 議案第28号 山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第33 議案第29号 山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について
- 日程第34 議案第30号 山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について

日程第35 請願第1号 消火栓設置方要望について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 議案第1号 平成16年度周防大島町一般会計予算について (説明)
- 日程第6 議案第2号 平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第7 議案第3号 平成16年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について(説明)
- 日程第8 議案第4号 平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について(説明)
- 日程第9 議案第5号 平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について(説明)
- 日程第10 議案第6号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について(説明)
- 日程第11 議案第7号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計予算について (説明)
- 日程第12 議案第8号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第13 議案第9号 平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第14 議案第10号 平成16年度周防大島町渡船事業特別会計予算について (説明)
- 日程第15 議案第11号 平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について
(説明)
- 日程第16 議案第12号 平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算について (説明)
- 日程第17 議案第13号 周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 周防大島町過疎地域自立促進計画(前期)の策定について
- 日程第21 議案第17号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の策定について
- 日程第22 議案第18号 柳井地区広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の

変更について

- 日程第23 議案第19号 柳井地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第20号 柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 議案第21号 柳井市・大島町の廃置分合に伴う山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第26 議案第22号 下関市・豊浦郡4町、柳井市・大島町、萩市・阿武郡6町村及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第27 議案第23号 長門市・大津郡3町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第28 議案第24号 下関市・豊浦郡4町、萩市・阿武郡6町村及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第29 議案第25号 柳井市・大島町及び長門市・大津郡3町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第30 議案第26号 下関市・豊浦郡4町、柳井市・大島町、萩市・阿武郡6町村、長門市・大津郡3町及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第31 議案第27号 山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第32 議案第28号 山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第33 議案第29号 山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について
- 日程第34 議案第30号 山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 日程第35 請願第1号 消火栓設置方要望について

出席議員（26名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
11番	武政 輝夫君	12番	平村 真成君
13番	魚谷 洋一君	14番	松井 岑雄君
15番	黒田 壇豊君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山内 章弘君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	君
収入役	君	教育長	平田 武君
総務部長	椎木 巧君	総務課長	吉田 芳春君
総合政策課長	村田 雅典君	財政課長	奈良元正昭君
企画課長	中野 守雄君	税務課長	橋本 澄夫君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
商工観光課長	中原 忍君	環境生活部長	田村 博君
生活衛生課長	東原 正一君	環境施設課長	濱田 武重君
水道課長	上元 勝見君	下水道課長	嶋元 則昭君

久賀総合支所長 野口 菊義君 大島総合支所長 山本 治君
東和総合支所長 吉村 正晴君 橘総合支所長 坂本 薫君
教育次長 布村 和男君 公営企業局総務部長 ... 横山 充生君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成16年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、土手正喜議員、4番、平野和生議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る12月8日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月22日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月22日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年11月初議会以後の諸般について御報告いたします。

まず、本議会に提出されました陳情、要望について、「北方領土の早期復帰の実現に関する要望決議」、「平成17年度予算編成に際しての商工会助成」の2件を受理し、議会運営委員会においてお諮りをいたしました結果、いずれも議員配布といたしましたので、御高覧ください。また、「消火栓設置方要望について」請願書が提出されております。これを受理し、請願第1号と

して本会議に上程いたすことといたしております。

1 1月29日、山口市において山口県町村議会議長会理事会が開催され、会則の改正や17年度事業計画等についての協議決定をし、最後に空席となっておりました会長の補欠選挙が行われ、新会長に美和町議会議長を選任の後、副会長2名の選出が行われましたが、東部地区より、不肖私が選任候補に上がり、御遠慮を申し上げましたが、ぜひにとの強い要望もございましたので、就任承諾をいたしました。何かと皆様方には御迷惑をおかけすることとなりますが、御協力方よろしくお願いいたします。

また、30日には柳井地区広域市町議会議長会の臨時総会が開催され、会則の改正を初め、17年度の事業について協議が行われました。第6回目となります議員研修会は来年7月に実施することを取り決め、研修内容につきましては、当会事務局に一任いたしました。

続いて、翌12月1日には東京大島郡人会総会へ出席のため上京いたしました。今回が121回目の総会であり、明治から続いておりますこの歴史ある郡人会も周防大島町誕生という新たな息吹を吹き込む形で、新鮮かつ活気ある集いであったと私自身大変うれしく思ったところでもあります。東京に暮らす出席者の皆さん方も、この日ばかりは、「のんた」や「ちよる」のふるさと大島弁が飛び交う、楽しいひとときを過ごしておられました。話の中で、新町への期待の声、また危惧する面々等々、交錯する意見もお聞きいたし、我々の責任の重大さを改めて痛感させられたところであります。

次に、12月6日、中本町長、柳居県議とともに、山口県議会開会の最中ではありましたが、山口県知事に対し、平成17年度の予算編成に当たって特段の配慮を願うべく要望陳情を行ってまいりました。内容といたしましては、県大島総合庁舎の改築について、国道及び県道の新設改良について、第2大島大橋の建設について、港湾施設の整備拡充に係る予算確保と事業促進及び市町村負担金の解消の以上の4項目について、知事に直接お会いし、早期実現、着手のお願いをいたしましたところでありますが、知事の御回答から受ける感触は前向きであったと感じたところであります。

最後に、12月8日、平生町において、県離島議会議長会臨時総会が開催され、副議長に出席をいただいたところでありますが、関係町が4町と縮小されつつあることから、会の存続について検討いたしました。結論には至らず、もう少し研究協議をすることとして協議を終えたとの報告を受けました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。

町長（中本 富夫君） 本日は平成16年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、御多忙な折にもかかわらず、御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

10月1日に発足をいたしました周防大島町も3カ月を経過しようとしています。私も町長に就任いたしまして1カ月を経過をいたしましたところではありますが、この間比較的円滑に事務を執行させていただいておりますことは、議員の皆さん方を初め、町民の皆さん方の暖かい御支援のたまものとお心から感謝を申し上げる次第でございます。

合併効果を最大限に発揮し、諸施策に計画的かつ着実に取り組むことによりまして、今後町民の皆さん一人一人に「合併してよかった」と感じていただき、周防大島町に誇りと愛着を持っていただけるような町づくりを進めていくことが重要であります。今後とも議員各位の御協力、御支援をよろしくお願いを申し上げます。

次に、さきの臨時会におきまして周防大島町教育委員5名の任命に対する御同意をいただき、11月27日任命したところであります。その後開催されました教育委員会におきまして、教育委員長に尾野亜紀子氏、委員長代理に中原徹也氏、教育長に平田武氏が就任したところであります。今後、周防大島町の教育行政に多大な貢献をいただけるものと期待しております。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。本定例会に提案いたします案件は、平成16年度周防大島町一般会計予算、平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算ほか9特別会計予算、平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算、条例制定3件、周防大島町過疎地域自立促進計画2件、一部事務組合の脱退加入に関するもの13件、諮問1件、人事案件3件であります。

議案第1号から第12号までの平成16年度周防大島町各会計予算についてであります。今回の予算は、周防大島町が発足をいたしましたことに伴い、10月1日から3月31日までの半年間に必要な経費を計上したものであります。各会計とも旧町予算の執行残額に、新町発足により実施しなければならないものを加え、合併協定項目に基づく調整を行い、これに12月補正分を計上し、本予算の編成を行いました。

この結果、議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算は、歳入歳出総額114億3,310万円となっております。

議案第2号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算は、保険給付費が主なものであり、歳入歳出それぞれ20億3,368万7,000円となっております。

議案第3号平成16年度老人保健事業特別会計予算は、医療給付費が主なものであり、歳入歳出それぞれ34億4,308万3,000円となっております。

議案第4号平成16年度介護保険事業特別会計予算は、周防大島広域連合で行ってありました介護保険事業を引き継ぎ、歳入歳出それぞれ16億6,217万円となっております。

議案第5号平成16年度訪問看護事業特別会計予算は、「訪問看護ステーションおおしま」の運営経費が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,280万6,000円となっております。

議案第6号平成16年度簡易水道事業特別会計予算は、安全かつ安定的な飲料水の給水経費が主なものであり、歳入歳出それぞれ7億8,067万円となっております。

議案第7号平成16年度下水道事業特別会計予算は、安下庄地区公共下水道事業が主なものであり、歳入歳出それぞれ4億6,404万5,000円となっております。

議案第8号平成16年度農業集落排水事業特別会計予算は、町内5地区の農業集落排水事業が主なものであり、歳入歳出それぞれ12億63万6,000円となっております。

議案第9号平成16年度漁業集落排水事業特別会計予算は、浮島地区漁業集落排水施設の維持管理経費であり、歳入歳出それぞれ2,844万円となっております。

議案第10号平成16年度渡船事業特別会計予算は、町内3離島航路の運行経費であり、歳入歳出それぞれ4,339万9,000円となっております。

議案第11号平成16年度交通災害共済事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ644万4,000円となっております。

議案第12号平成16年度公営企業局企業会計特別会計予算は、町内各病院、老人保健施設及び看護専門学校の業務予定量を見込み、収益的収支及び資本的収支を定めたものであります。

議案第13号から議案第15号は、「農業委員会等に関する法律」の改正等により、関係条例の制定、改廃をしようとするものでございます。

議案第16号、17号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の策定に関するものであります。計画期間は平成21年度までであり、旧町で策定された諸計画に新町建設計画との整合性を図り、策定するものであります。

議案第18号から議案第20号は、柳井市、大島町の合併に伴い、柳井地区広域消防組合ほか柳井広域関係の一部事務組合からの脱退、加入につきまして、各一部事務組合の規約の変更についての議決をお願いするものでございます。

議案第21号は、柳井市、大島町の合併に伴い、山口県東部地方税整理組合から大島町が脱退することにつきまして、組合の規約の変更についての議決をお願いするものでございます。

議案第22号から議案第27号は、「下関市、豊浦郡4町」、「柳井市、大島町」、「萩市、阿武郡6町」及び「小野田、山陽町」の合併に伴い、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合ほか関係一部事務組合からの脱退、加入と、各一部事務組合の規約の変更についての議決をお願いするものでございます。

議案第28号は、「下関市、豊浦郡4町」、「柳井市、大島町」、「萩市、阿武郡6町」及び「小野田、山陽町」の合併に伴い、山口県市町村公平委員会からの脱退加入と、規約の変更についての議決をお願いするものであります。

議案第29号、議案第30号は、「下関市、豊浦郡4町」、「柳井市、大島町」、「萩市、阿武郡6町」及び「小野田、山陽町」の合併に伴い、山口県消防団員補償等組合、山口県市町村職員退職手当組合の財産処分についての議決をお願いするものでございます。

諮問第1号は、来る平成17年2月28日で任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

同意第1号、同意第2号は、周防大島町監査委員の選任につき、議会の御同意をお願いするものであります。

同意第3号は、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、御同意をお願いするものであります。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算を上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、予算書の説明に入ります前に、今回の予算の性格につきまして、若干説明をさせていただきます。

今回の予算は、周防大島町が発足いたしましたことに伴いまして、10月1日から3月31日までの半年間に必要な経費を計上したものでございます。したがって、さきの臨時議会におきまして、専決処分の御承認をいただきました10月1日から12月28日までの暫定予算につきましては、今回の予算の中に包括されるということになりますので、この点につきまして御理解をまず賜りたいと存じます。

このたびの予算編成に当たりましては、先ほどの町長の提案理由の説明にもございましたように、旧4町の議会におきまして、本年3月議決を各町でいただいておりますが、その旧4町の予

算額をもちまして、4月から9月末までに執行されましたものを除いた額、すなわち各旧4町の執行残額ということになります。この執行残額に町長選挙、町議会議員選挙等、周防大島町発足に伴いまして実施しなければならない新たな経費を加えまして、また合併協定に伴いまして使用料及び手数料、補助金等の調整を行っております。これは例えば旧町の3月の議会の議決のときにおきましては、水道使用料は従前どおりの使用料でございましたが、それは10月1日から使用料が新たに変わってくるというものもございます。そういう調整を行ったという意味でございます。そういう調整を行いまして、さらに災害復旧事業や各種事務事業等の精査を行いまして、予算の補正を加味することによりまして、今回の予算を計上いたしておるところでございます。

それでは、予算書をお開き願いたいと思います。議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114億3,310万円と定めるものでございます。2項といたしまして、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は次のページの第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条の地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができます地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は9ページの第2表、地方債によるものでございます。

第3条の一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして一時借入金の借入れの最高額を20億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるということでございます。1といたしまして、各項に計上いたしました給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合には、そのときに同一款内でのこれらの経費の各項の間の項間の流用を定めるということでございます。

それでは、次のページ、第1ページでございますが、お開き願います。まず、歳入から主なものにつきまして御説明をいたします。

冒頭で説明いたしましたように、既にこの3月の議会におきまして、旧町の議会におきまして、議決されたものが主なものでございますので、今回の説明におきましては、概略的な説明になるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

町税でございますが、3億7,928万8,000円の計上でございます。固定資産税において収納率の精査によりまして旧町予算残高より約2,400万円の伸びを見込んでおります。

次に、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金はそれぞれ周防大島町として交付される見込みのものを計上いたしてお

ります。

2ページでございますが、地方交付税でございますが、普通交付税におきましては、旧4町において交付決定を受けておりますので、その交付残額18億8,361万1,000円を計上いたしております。

特別交付税は、合併市町村に3年間格差是正のため交付されます2億3,000万円等の配分額を考慮いたしまして、12億6,500万円を予定をいたしております。

次に、分担金及び負担金でございますが、老人保護措置費負担金、保育所負担金が主なものでございまして、7,237万5,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料でございますが、1億6,060万3,000円の計上でございます。グリーンステイながうら、竜崎温泉等の商工施設及び住宅使用料がその主なものとなっております。

次、国庫支出金でございますが8億278万6,000円、県支出金は17億5,341万4,000円を各種事務事業等に対します補助金といたしまして計上いたしております。災害復旧国庫負担金1億1,284万4,000円は新規に計上いたしたところでございます。県支出金におきましては、合併市町村補助金1,400万円を新たに計上するとともに、台風災害への対応といたしまして、果樹災害園復旧対策事業補助金2,041万6,000円、被災果樹産地緊急対策事業補助金633万3,000円を計上いたしております。

次、3ページでございます。3ページの繰入金でございますが、繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、ふるさと振興基金につきまして、旧町予算における各基金の取り崩し予定額を計上いたしております。また、土地開発基金、奨学資金貸付基金につきましては、条例により積立金額を変更いたしましたので、その剰余金を繰り入れを行っております。他会計繰入金は公営企業会計より1,124万2,000円を繰り入れいたしまして、患者輸送車2台を購入する経費に充当することといたしております。

次、諸収入では、福祉医療高額払い戻しと建設残土処理場の使用料、ごみ収集袋、日本宝くじ協会助成金等を計上するとともに、旧町決算剰余金6億4,687万4,000円、周防大島広域連合決算剰余金3億8,735万9,000円、環境衛生施設組合決算剰余金5,529万9,000円を計上いたしまして、台風災害への対応のため、市町村災害基金組合の積立金取り崩し1億3,460万円、さらに災害共済金3,405万円を計上いたしております。

最後に、町債でございますが、過疎対策事業債、災害復旧事業債、臨時財政対策債、きらめき支援資金、合併事業債等を合わせまして24億3,480円を計上いたしております。

次、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款の議会費でございますが、6,164万2,000円を計上いたしております。これは議員報酬、議事録作成費用等、議会運営に関する経費を計上いたしております。

2 款の総務費におきましては、一般管理費に東和庁舎等建設調査事業といたしまして設計及び地質調査業務の委託料を計上いたしております。

文書広報費には、周防大島町の町章を新たに制定することとし、これに必要な経費を新規計上するとともに、防災無線の統合調査業務委託料 2 0 0 万円を予算化をいたしております。

財産管理費につきましては、財政調整基金に 2 億 2 , 7 2 3 万円、減債基金に 5 , 0 0 1 万 8 , 0 0 0 円の積み立てを行うことといたしております。

企画費では、周防大島町の総合計画を策定するための準備経費を計上いたしております。

支所及び出張所費におきましては、それぞれの地域の要望にこたえるため、各支所に工事原材料費及び小規模施設整備事業補助金を新規に計上いたしました。また、地域振興費に周防大島広島町人会が新規に発足するという見込みとなりましたので、これへの参加経費等を計上いたしております。

徴税費と戸籍住民基本台帳費には、それぞれ必要な経費を計上いたしております。

選挙費では町長選挙が無投票となりましたことから、その執行経費の調整を行いまして、さらに町議会議員選挙費と合わせて計上いたしたものでございます。

次に、3 款の民生費でございますが、民生費では 1 0 億 5 , 6 3 9 万 7 , 0 0 0 円の計上でございます。社会福祉費の福祉医療事業におきまして、合併協定に基づき、児童への福祉医療費助成を小学校 3 年生までに拡大したことに伴いまして、約 2 5 0 万円の追加支出が見込まれるということから計上いたしております。また、障害者への支援費制度、介護予防、地域支え合い事業等、引き続きサービスの提供に要する経費を計上いたしておりますが、緊急通報システムにつきましては、利用料の軽減を図っております。

児童福祉費には、次世代育成支援計画を策定する経費を計上するとともに、児童手当、各町立保育所の運営経費、また私立保育所運営経費等を計上いたしております。

4 款の衛生費でございますが、7 億 3 , 2 3 3 万 6 , 0 0 0 円の計上でございます。保健衛生費において公営企業局事業として患者輸送車 2 台を購入することといたしました。また、温泉利用施設等整備事業費 2 億 4 , 7 7 9 万円を計上し、各種健康診査、予防接種を行うための経費を計上いたしております。

清掃費には、一般廃棄物処理施設等建設に係る調査設計費を計上いたしております。また、環境衛生組合で行ってございました衛生センター、清掃センターの管理経費も清掃費に計上いたしております。

5 款の農林水産業費でございますが、1 項農業費、目 3 の農業振興費に県の地域指定を受け、グリーンツーリズム推進戦略事業負担金を新規に計上いたしております。

加えて、台風災害への対応といたしまして、果樹被災園地復旧対策事業補助金 2 , 3 3 3 万

2,000円、被災果樹産地緊急対策事業補助金1,266万6,000円を新たに計上したところでございます。また、目6の農地費につきましては、単県農山漁村整備事業、県営農業基盤整備事業等事業量の確定に伴います補正を行っております。

2項の林業費では、普通林道文珠屋代線開設事業費が主なものでございます。

3項の水産業費では、漁業経営構造改善事業補助金、魚礁設置事業、各漁港の改修事業、海岸保全事業等合わせまして12億4,590万5,000円の計上でございます。

6款の商工費でございますが、2億8,087万9,000円の計上となっております。その主なものでございますが、各商工会への商工振興事業補助金、生活交通路線維持負担金、廃止バス路線代替運行補助金と、ウィンドパーク、竜崎温泉、グリーンステイながうら等の町内各観光施設の維持管理経費が主なものでございます。

7款の土木費でございますが、5億5,893万4,000円の計上でございます。2項の道路橋梁費におきまして、町道1路線について用地交渉が困難なため、工事請負費、物件補償費等合わせ7,500万円を減額補正をいたしております。

河川費及び港湾費では、事業量の確定に伴いまして、県事業負担金の調整を行っております。

8款の消防費でございますが、3億282万9,000円のうち、柳井地区広域消防組合への負担金2億1,791万円が主なものでございます。また、消防施設整備事業といたしまして、消防機庫、防火水槽の設置経費を計上いたしております。

9款の教育費でございますが、5億2,235万4,000円の計上でございます。町内各小・中学校の管理経費あるいは教育振興経費の計上分でございます。また、各公民館、図書館、総合センター、民族資料館、体育館、グラウンド等々の社会教育、保健体育施設の管理運営経費を計上いたしております。

10款の災害復旧費でございますが、台風18号及び台風23号による災害の復旧に要する経費の計上で、4億6,722万9,000円となっております。このたびは災害査定を終え、復旧費がほぼ確定したものを計上いたしております。今後漁港施設等の査定がまだ残っておりますが、これらの査定の結果を踏まえまして、補正予算をさらに計上し、あわせて早期復旧に努めてまいりたいという考えでございます。

次に、7ページでございますが、11款の公債費では、長期債の元金、利子に一時借入金の利子500万円を加え、18億3,690万1,000円を計上いたしております。

12款の諸支出金でございますが、各特別会計への繰り出し金21億9,926万6,000円の繰り出しが主なものでございます。

13款の予備費でございますが、6,000円を計上をいたしております。

次のページ、9ページをお願いいたします。先ほど説明いたしました、第2表の地方債でこ

ざいですが、本予算におきまして起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

以上で平成16年度周防大島町一般会計予算の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） お諮りいたします。ただいま説明が終わりましたので、日程第5、議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算を会期中の次の本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算を会期中の次の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第2号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第15、議案第11号平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算までの10議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 議案第2号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を行います。

国民健康保険事業特別会計におきましても、一般会計と同様の予算編成方針に基づき、予算の調整を行った結果、第1条の歳入歳出予算では、第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億3,368万7,000円と定めるものです。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしています。

第2条の一時借入金では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り

入れの最高額は4億円と定めるものです。

第3条の歳出予算の流用では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものとし、第1号で保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができることを定めるものです。

それでは、歳入から主なものを説明いたします。

1款の国民健康保険税は、医療給付費分と介護納付金分を合わせまして4億321万6,000円と見込んでおります。

3款の国庫支出金1項の国庫負担金では、療養給付費負担金などで5億3,986万1,000円を、2項の国庫補助金は、市町村財政の財政能力を考慮いたしまして、療養給付費負担金の不均衡を調整するための財政調整交付金4億662万7,000円を計上いたしました。

4款の療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払い基金から退職被保険者の療養給付費に対する交付金として3億4,256万1,000円の計上であります。

5款の県支出金は1,262万9,000円を、6款の共同事業交付金では、1件当たりの医療費の額が基準を超える高額医療費に対し、国民健康保険団体連合会からの交付金として3,384万8,000円と見込んでおります。

8款の繰入金では、保険基盤安定事業繰入金、財政安定化支援事業繰入金等合わせまして2億9,079万円を一般会計から繰り入れる予定としております。

次に歳出について御説明いたします。

1款の総務費は、共同電算処理、国保税の賦課徴収、国保運営協議会等に要する経費として4,025万9,000円を計上いたしました。

2款の保険給付費1項療養諸費は、一般被保険者、退職被保険者等を合わせて10億3,640万9,000円を計上しておりますが、旧町見込みより約5,600万円の伸びとなっております。2項の高額療養費は1億2,853万円を、4項の出産育児諸費は23人分、690万円を、5項の葬祭諸費は234人分、234万円を計上いたしました。

3款の老人保健拠出金は3億5,659万5,000円を、4款の介護納付金は7,522万6,000円、5款の共同事業拠出金は3,594万7,000円の計上であります。

6款の保険事業費は医療費通知、しまとびあスカイセンターの管理運営費等で1,631万8,000円を計上いたしております。

9款の諸支出金は、旧町一時借入金返済金2億7,500万円が主なものであり、2億7,828万5,000円の計上であります。

10款の繰出金は、公営企業局への特別調整交付金1,261万5,000円を繰り出すもので

あります。

1 1 款の予備費として4,361万1,000円を計上いたしました。

以上で国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第3号平成16年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について補足説明をいたします。

老人保健事業特別会計におきましても、一般会計と同様に旧町予算の執行残額に12月補正分を加味した予算編成を行った結果、第1条の歳入歳出予算では、第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,308万3,000円と定めるものです。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしています。

第2条の一時借入金では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額は2億円と定めるものです。

それでは、歳入から御説明いたします。

1 款の支払い基金交付金は20億539万9,000円、2 款の国庫支出金は8億4,841万1,000円、3 款の県支出金は2億2,969万2,000円と見込んでおります。

4 款の繰入金は、一般会計から3億72万2,000円を繰り入れることとしています。

5 款の諸収入2項の雑入で、旧町決算剰余金として5,804万9,000円を計上しております。

次に、歳出につきましては、1 款の医療諸費では、医療給付費、医療費支給費等で33億3,284万2,000円と見込んでおりますが、旧町予算と比べ約2億8,300万円の伸びとなっております。

3 款の諸支出金は、過年度償還金3,832万8,000円、旧町一時借入金返済金として7,000万円を計上しております。

以上で老人保健事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第4号平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について補足説明をいたします。

介護保険事業特別会計におきましては、合併により介護保険業務を行ってございました周防大島広域連合が解散をし、その業務を周防大島町として行うこととなりましたので、広域連合の決算剰余金を一般会計で受け入れ、介護保険事業特別会計へ繰り出す措置を行っております。

第1条の歳入歳出予算では、第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,217万円と定めるものです。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしています。

第2条の一時借入金では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り

入れの最高額は3億円と定めるものです。

第3条の歳出予算の流用では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものとし、第1号で保険給付費の各項目に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用ができることを定めるものです。

それでは、歳入から御説明いたします。

1款の保険料では、現年度分の特別徴収保険料1億4,262万7,000円、現年度分の普通徴収保険料1,773万4,000円及び滞納繰越分保険料20万円を合わせて1億6,056万1,000円と見込んでおります。

3款の国庫支出金は、介護給付費負担金として3億77万2,000円を、所得水準や後期高齢者比率により介護保険財政を調整するための調整交付金として5,797万8,000円を計上しております。

4款の支払い基金交付金では、介護給付費交付金4億6,801万8,000円を、5款の県支出金は1億8,515万1,000円を計上しております。

8款の繰入金では、介護給付に係る負担分として1億8,960万1,000円を、その他一般会計繰入金は、周防大島広域連合の解散に伴う決算剰余金等で、2億9,787万9,000円を計上しています。

次に、歳出につきましては、1款の総務費1項の総務管理費は職員人件費や一般管理費として2,191万5,000円を、2項の徴収費では、保険料徴収関係の経費として270万円を、3項の介護認定審査会費では介護認定審査会経費関係の経費として2,545万5,000円を計上しております。

2款の保険給付費は介護サービス等給付費で14億5,606万円を、支援サービス等給付費で4,526万2,000円を、高額サービス費で1,539万8,000円等で15億1,883万5,000円の計上であります。

3款の財政安定化基金拠出金は246万4,000円を計上し、4款の基金積立金では介護給付費準備基金に8,602万9,000円を積み立てることとしております。

6款の諸支出金は補助金返還金として427万2,000円を計上しております。

以上で、介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第5号平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について説明をいたします。

本会計は、訪問看護ステーションおおしまの管理運営に要する経費を計上するものであり、第1条の歳入歳出予算では、第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,280万

6,000円と定めるものです。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしてあります。

歳入では、1款の療養費交付金は医療保険分の訪問看護療養費交付金で140万4,000円を、介護保険分の介護保険給付費で731万7,000円、居宅サービス計画作成の居宅介護支援事業費で138万5,000円の計上であります。

2款の分担金及び負担金は、訪問看護及び介護保険の利用料として121万8,000円を、3款の繰入金では一般会計からの繰入金として148万1,000円を計上してあります。

次に歳出では、1款の訪問看護事業費は職員人件費や一般経費、また訪問看護に要する経費としての訪問看護事業費で1,262万7,000円、介護保険居宅サービス活動経費としての居宅介護支援事業費17万9,000円を計上いたしてあります。

以上で訪問看護事業特別会計予算の説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。

午前10時24分休憩

.....
午前10時46分再開

議長（新山 玄雄君） 会議を再開いたします。田村環境生活部長に続いて説明を求めます。

環境生活部長（田村 博君） それでは、議案第6号平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、補足説明いたします。

平成16年度周防大島町簡易水道特別会計の予算は次に定めるところによるということであり、第1条に歳入歳出予算を掲げてあります。歳入歳出それぞれ7億8,067万円と定めてあります。2項に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるということでもあります。

第2条は地方債を掲げてあります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表、地方費によるということでもあります。

第3条に、一時借入金を掲げてあります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億円と定めてあります。

事項別明細書の方をお願いします。

簡易水道事業特別会計におきましては、旧町の予算執行残に災害復旧費等の補正を行うとともに、合併協定に基づき、水道使用料の調整を行い編成を行った結果、歳入歳出それぞれ7億8,067万円の予算総額となっております。

まず歳入では、1款の分担金及び負担金では加入者負担金として231万6,000円を計上い

たしました。2款の使用料及手数料の給水使用料は1億9,969万9,000円を計上しておりますが、合併協定に基づき使用料及び収納期日の調整を行った結果、約5,000万円の減額となっております。

3款の一般会計からの繰入金は4億128万4,000円を予定しております。5款の諸収入は1億6,190万円は、農業集落排水及び県道改良事業に伴う移転補償であります。

6款の町債は、簡易水道事業債、辺地対策事業債をそれぞれ680万円を予定しております。

つぎに歳出でございますが、1款の簡易水道費では、維持管理費に3億2,193万円を計上しておりますが、その主なものは柳井地域広域水道の受水費2億5,183万5,000円であります。水道補償工事費1億4,204万3,000円は農業集落排水事業及び県道改良事業に伴う移転工事であります。

2款の公債費には、1億8,574万円を計上するとともに、3款の諸支出金に旧町一時借入返済金7,800万円を計上いたしました。

以上、平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算の概要をご説明いたしましたが、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

次に、議案第7号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、補足説明いたします。

平成16年周防大島町下水道事業特別会計の予算は次に定めるところのよるということであります。第1条に歳入歳出予算を掲げております。歳入歳出それぞれ4億6,404万5,000円と定めております。2項に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入査字出によるということであります。

第2条は地方費を掲げております。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方費の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表、地方債によるということであります。

第3条に、一時借入金を掲げております。地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めております。

事項別明細書をお願いします。

歳入では、1款の分担金及び負担金は受益者187万4,000円、2款の使用料及び手数料では公共下水使用料1,758万4,000円、3款の国庫支出金では下水道施設国庫補助金の1億1,570万円を計上するとともに、4款の繰入金は一般会計から1億8,827万7,000円を繰り入れることとしております。また、6款の町債は、下水道事業債1億1,620万円、過疎対策事業債2,040万円を予定しております。

歳出では、維持管理費に4,315万3,000円安下庄地区に公共水道事業に2億1,274万

円、久賀地区公共下水道基本計画策定に1,625万9,000円を計上いたしました。公債費は7,110万5,000円、旧町一時借入金返済金として諸支出金に8,000万円を計上しております。また、災害復旧費に575万5,000円を計上いたしております。

以上で、平成16年度周防大島町下水道事業特別会計予算の補足説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

次に議案第8号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算であります。

平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによるということであります。第1条に歳入歳出予算を掲げております。歳入歳出それぞれ12億63万6,000円と定めております。2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるということであります。

第2条は地方債を掲げております。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表、地方債によるということであります。

第3条に、一時借入金を掲げております。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めております。

事項別明細書の方をお願いします。歳入におきましては、1款の分担金及び負担金では、分担金2,116万7,000円、2款農業集落排水使用料331万6,000円、3款の県支出金では農業集落排水事業県補助金6億7,830万5,000円、一般会計からの繰入金は2,218万1,000円、5款の諸収入では、消費税還付金1,286万5,000円、5款の町債は4億6,280万円の計上であります。

続きまして、歳出では、1款農業集落排水費では維持管理費2,197万円、沖浦西、沖浦東、津海木、和田、日良居の各地区における農業集落排水事業に係る工事請負費を計上いたしております。

2款の公債費は2,642万1,000円、4款の諸支出金に旧町一時借入金返済金の2億9,000万円の計上であります。

以上が、平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議案第9号であります。平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算であります。

平成16年度周防大島町の漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるということであります。第1条に、歳入歳出予算を掲げております。歳入歳出それぞれ2,844万円と定めております。2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によるということであります。

第2条に、一時借入金を掲げております。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定めております。

事項別明細書をお願いいたします。歳出におきましては浮島地区漁業集落排水事業の維持管理費1,041万3,000円、公債費1,645万6,000円、災害復旧費127万1,000円、一般会計からの繰入金2,675万2,000円、諸収入1,000円を予定しております。

以上が平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） それでは、議案第10号周防大島町渡船事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

まず、予算書の方をお願いいたします。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,339万9,000円と定めるものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は次のページの第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条の一時借入金でございますが、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定めるものでございます。

では、次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算でございますが、事項別明細書で御説明申し上げますので、事項別明細書の3ページをお願いします。

まず、歳入から御説明を申し上げます。

第1款の使用料でございますが、前島渡船、情島渡船、浮島渡船の使用料を計上いたしております。また、2項では手数料の方を計上いたしております。使用料が794万3,000円、手数料が179万3,000円と予定をいたしておるところでございます。

次、4ページですが、2款の国庫支出金でございます。国庫支出金では航路の補助金といたしまして2,533万9,000円を予定いたしております。

次、4款の繰入金では、一般会計からの繰入金を619万3,000円と見込んでおります。

6款の諸収入でございますが、雑入といたしまして213万1,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、旧町の決算剰余金で情島航路の180万円7,000円が主なものでございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

1款の事業費でございますが、まず1項の事務費では渡船事業にかかわります職員の人件費等事務経費の計上をいたしておりまして376万円となっております。

次のページをお願いします。6ページでございますが、2項の事業費では、まず前島航路の運

行経費といたしまして848万3,000円、目2の情島航路の運行経費といたしまして872万9,000円、次のページ、8ページですが、目3の浮島航路の運行経費といたしまして1,507万8,000円を計上いたしております。

次に、10ページの2款の公債費でございますが、公債費では元金449万1,000円と利子65万8,000円を加えまして、514万9,000円の計上でございます。

3款の諸支出金でございますが、これは旧町の借入金の返済金が主なものでございまして、200万円を計上いたしております。

以上で、渡船事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、交通災害共済事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書の方をお開き願います。議案第11号平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算の補足説明でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ644万4,000円と定めるものでございます。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算によるものでございますので、次のページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算でございますが、事項別明細書で御説明いたしますので、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明を申し上げます。

1款の共済費の収入でございますが、当然既に年度後半でございまして、年度当初にこの会費の収入はあるということになっておりますので、今後入るであろうと予測されます収入といたしまして8万円を計上いたしております。

2款の共済交付金でございますが、共済交付金といたしまして513万8,000円を見込んでおるものでございます。

4款の諸収入でございますが、旧町の決算剰余金を中心に122万6,000円の計上でございます。

次、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、交通災害共済事業の事業費といたしまして、共済見舞金が主なものでございますが、543万3,000円を計上いたしております。

3款の予備費では、93万9,000円を計上いたしております。

以上で交通災害共済事業特別会計予算の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） お諮りいたします。ただいま10議案の説明が終わりましたので、日程第6、議案2号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第15、議案第11号平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算までの10議案を会期中の次の

本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案2号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第15、議案第11号平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算までの10議案を会期中の次の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第16・議案第12号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第12号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 議案第12号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書のお手元の平成16年度周防大島町特別会計歳入歳出予算書の29ページでございますが、平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算をお開きいただきたいと思います。この予算は9月末までの業務量及び事業収支の実績に基づき計上したものであります。

第1条は総則であります。第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数では、一般病床数を周防大島町立東和病院131床、周防大島町立橘病院36床、周防大島町立大島病院99床、合計で266床と定めたものであります。

次の入所定員では、周防大島町立介護老人保健施設やすらぎ苑50人、周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑50人、合計で100人と定めたものであります。

次の患者数では、入院を東和病院に1万9,586人、橘病院に6,165人、大島病院に1万6,857人、合計で4万2,608人とし、外来を東和病院に2万7,829人、橘病院に1万8,772人、大島病院に1万7,707人、合計で6万4,308人と見込むものであります。

次の利用者数では、入所をやすらぎ苑に8,909人、さざなみ苑に8,829人、合計で1万7,738人とし、通所をやすらぎ苑に797人、さざなみ苑に678人、合計で1,475人と見込むものであります。

次の1日平均患者数につきましては、さきの患者数を診療日数で除したものであります。入院で東和病院108人、橘病院34人、大島病院93人、合計で235人、外来を東和病院234人、橘病院158人、大島病院149人、合計で541人とするものであります。

次の1日平均利用者数も、さきの利用者数を診療日数で除したものでございます。入所、やすらぎ苑49人、さざなみ苑49人、合計で98人、通所、やすらぎ苑7人、さざなみ苑6人、合

計で13人とするものであります。

次の主要な建設改良事業のうち、病院改築事業費では、東和病院に台風被害の復旧工事費4,591万円、給水配管改修工事に1,100万円で、合計5,691万円、橘病院に台風被害の復旧工事費で1億8,104万4,000円、大島病院に台風被害の復旧工事費で341万8,000円、やすらぎ苑に台風被害の復旧工事費で455万7,000円、さざなみ苑に台風被害の復旧工事費に3,720万4,000円、大島看護専門学校に台風被害の復旧工事費で693万3,000円、合計で2億9,006万6,000円を予定するものであります。

次の医療機械器具及び備品購入費では東和病院に電動式動脈止血機を45万4,000円、自動小型分包機210万円で255万4,000円、橘病院に心電図検査装置195万3,000円、輸液ポンプ3台で75万6,000円、人工呼吸器298万2,000円、咽頭ファイバースコープ84万8,000円、薬剤管理システム528万円、エックス線透視撮影装置に1,890万円、CT4,945万5,000円、台風による医療機器、機械器具の復旧費26件で5,363万5,000円で1億3,380万9,000円、大島病院にビデオ光源装置51万5,000円、血圧監視装置4台で123万9,000円、CT4,945万5,000円で5,120万9,000円、合計で1億8,757万2,000円を予定するものであります。

次の第3条は収益的収入及び支出について定めるものであります。収入のうち事業収益では、東和病院に9億1,832万5,000円、橘病院に3億9,598万9,000円、大島病院に6億8,411万3,000円、やすらぎ苑に1億3,935万5,000円、さざなみ苑に1億3,139万7,000円、大島看護専門学校に1億4,230万5,000円、合計で24億1,148万4,000円を予定するものであります。

次に、支出のうち、事業費用では、東和病院に8億5,507万1,000円、橘病院に3億6,396万9,000円、大島病院に5億5,147万7,000円、やすらぎ苑に1億3,579万1,000円、さざなみ苑に1億3,001万3,000円、大島看護専門学校に1億933万6,000円、合計で21億4,565万7,000円を予定するものであります。

次に、第4条は、資本的収入及び支出について定めるものであります。収入のうち、資本的収入では、東和病院に189億697万円、橘病院に3億3,895万2,000円、大島病院に1億1,210万1,000円、やすらぎ苑に1,643万円、さざなみ苑に4,509万9,000円、大島看護専門学校に1,922万9,000円、合計で194億3,878万1,000円を予定するものであります。

このうち、企業債につきましては、病院事業債と公営企業災害復旧債として借り入れ、負担金につきましては、一般会計からの繰り入れ、固定資産売却代金につきましては国債の運用のため売却を予定するものであります。

支出のうち、資本的支出では、東和病院に189億647万5,000円、橘病院に3億4,820万1,000円、大島病院に1億142万5,000円、やすらぎ苑に1,356万7,000円、さざなみ苑に3,962万6,000円、大島看護専門学校に1,622万8,000円、合計で194億2,552万2,000円を予定するものであります。

このうち、建設改良費につきましては、第2条の主要な建設改良事業で御説明申し上げましたとおりであります。企業債償還金につきましては、3月に企業債元金の償還を、証券につきましては、患者輸送車のマイクロバスの購入、投資につきましては、国債の運用を予定するものであります。

次の第5条は、企業債についての借入れの目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。企業債の借入れの目的は、建設改良費とし、借入限度額は合計で5億5,680万円とし、起債の方法は証書借入れまたは証券発行とし、利率は4.5%以内とし、償還の方法は政府資金または銀行、その他と定めるものであります。

次に、第6条は一時借入金について定めるものであります。一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。

次に、第7条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費について定めるものであります。これは給与費と公債費が流用できない経費であります。給与費は東和病院に4億2,326万3,000円、橘病院に1億6,132万8,000円、大島病院に3億94万3,000円、やすらぎ苑に8,436万円、さざなみ苑に7,551万5,000円、大島看護専門学校に6,178万4,000円、合計を11億719万3,000円とするものであります。

公債費につきましては、東和病院に40万7,000円、橘病院に20万1,000円、大島病院に29万8,000円、やすらぎ苑に10万9,000円、さざなみ苑に10万5,000円、大島看護専門学校に10万円で合計を122万円とするものであります。

次に、第8条は他会計からの補助金について定めるものであります。これは一般会計から補助を受けるもので、東和病院に4,292万9,000円、橘病院に7,480万2,000円、大島病院に7,232万1,000円、やすらぎ苑に1,436万8,000円、さざなみ苑に1,360万6,000円、大島看護専門学校に9,267万9,000円で、合計を3億1,070万5,000円とするものであります。

次に、第9条は棚卸資産購入限度額について定めるものであります。これは薬品、診療材料や給食材料等の貯蔵品の購入の限度額とし、東和病院に2億2,279万7,000円、橘病院に7,170万2,000円、大島病院に1億4,339万1,000円、大島看護専門学校に684万2,000円で、合計を4億4,473万2,000円とするものであります。

次に、第10条は重要な資産の取得及び処分について定めるものであります。これは、地方公

営企業法の施行令第26条の3の規定により、700万円以上の建物、医療機器の購入及び処分するものについて定めるものであります。

取得する資産といたしましては、東和病院に台風被害復旧工事、給水配管等の改修工事、利付国庫債券を、橘病院に台風被害復旧工事費、エックス線透視撮影装置、CT、エックス線フィルム読取装置、カルテ検索システムを、大島病院にCTを、さざなみ苑に台風被害復旧工事を定めるものであります。

処分する資産といたしましては、東和病院に血液ガス分析装置、利付国庫債券、橘病院にエックス線テレビ装置、全身用コンピューター断層装置、カルテ管理システム、大島病院に全身用エックス線コンピューター断層装置、断層撮影装置を定めるものであります。

詳細につきましては、附属資料といたしまして、つづりの最後のページになろうかと思えますけど、平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算に関する説明書の欄でございますけど、3条関係の収益的収入につきましては1ページから19ページまで、それから第4条の資本的収支関係につきましては20ページから23ページ、それから24ページから32ページまでに資金計画、33ページから44ページまでに予定貸借対照表、それから45ページから53ページまでに給与費明細書を添付してございます。

なお、当年度の純利益につきましては、43ページでございますけど、予定貸借対照表のとおり2億2,156万8,000円を見込むものでございます。

以上、議案第12号の平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） お諮りいたします。ただいま説明が終わりましたので、日程第16、議案第12号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算を会期中の次の本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第16、議案12号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算を会期中の次の本会議において審議することに決定しました。

日程第17．議案第13号

日程第18．議案第14号

日程第19．議案第15号

議長（新山 玄雄君） 日程第17、議案第13号周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第15号周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、これを

議題とします。

補足説明を求めます。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 議案第 13号から第 15号までの周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例ほか 2 件の条例制定案について補足説明を行います。

まず、議案第 13号周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例についてですが、平成 16年 11月 1日付で改正、農業委員会等に関する法律が施行されたことに伴い、周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止し、新たに周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第 14号周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例についてですが、法改正により、部会の設置が弾力化されたことに伴い、2つの農地部会を設置することを内容とするものであります。

次に、議案第 15号周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例についてですが、法改正により、部会の設置が弾力化されたことに伴い、新たに一つの農政部会を設置することを内容とするものであります。

以上、議案第 13号から第 15号までの各条例制定案についての補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第 13号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 農業委員会委員の場合、今 質疑します。16番、広田です。在任特例を使っております。その中で、新しく平成 17年度に選挙ということになる場合に、実際的には過去の議論、いいますが、当然議論は私たち関係なく、例えば法定協の中で議論されたというふうに聞いておるわけなんです、実際的に 32 でよしとする。法律によれば 40 人までですか、定数が。それも含めて実際的によしとする意見になった点について、若干の補足説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） 広田議員の言われるように、農業委員の定数、最大が 40 でございます。しかし、大島郡の農業に従事している人数あるいは農地の面積等々で勘案しますと、最大人数は 30 人でございます。そこで 30 人の定数を定めようということで、専門部会の方で決定をされたものであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

それでは議案第14号、質疑はありませんか。16番、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、法律の改正によるということで、先ほどありました。選挙による委員が互選した者15人、法12条が1人、推薦にかかわる分が4人ということで、部会を設置するという事なんですが、これについて、法的根拠等について、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 農地部会の設置についての法的根拠ということでございます。初めに、今回の法改正の主なポイントと申しますか、2点ほどこの周防大島町に関連するものがありますので、御報告いたします。

まず、第1点が議会議員推薦の定数の上限、これが5人から4人に引き下げられました。2点目といたしまして、部会制度の見直しがございます。これ2つございまして、一つには選挙委員定数が21名以上の農業委員会における農地部会の設置について、これは必ず置かなければならない。これから任意となるとともに、その区域内を分けて複数の農地部会を設置することができるとなりました。2つ目に、選挙委員定数にかかわらず、農地部会以外の部会、農政部会等でございますが、これを設置することができるということになっております。

そういうことを踏まえまして、条例制定をさせていただいております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。議案第13号、討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。起立による採決を行います。日程第17、議案第13号周防大島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第14号、討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。起立による採決を行います。日程第18、議案第14号周防大島町農業委員会の農地部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり

り承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第15、討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。起立による採決を行います。日程第19、議案第15号周防大島町農業委員会の農政部会の設置と構成する委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第20．議案第16号

日程第21．議案第17号

議長（新山 玄雄君） 日程第20、議案第16号周防大島町過疎地域自立促進計画（前期）の策定についてから日程第21、議案第17号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の策定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第16号、17号の補足説明を申し上げます。

本案は周防大島町過疎地域自立促進計画、前期及び後期の策定をするに当たりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づきまして、本議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第16号の前期対策につきましては、平成12年度に旧4町におきまして5カ年の計画が策定され、そして推進されてきたところでございますが、10月1日の合併に伴いまして、新たに周防大島町としての計画を策定する必要が生じてまいりました。その作業を行ったところでございます。

本計画は、計画期間が平成16年10月1日から平成17年3月31日までの年度途中かつ6カ月の短期間であるということから、旧町の16年度事業をそのまま引き継ぎ、その主なものを本計画の事業計画といたしております。

次に、議案第17号の後期対策についてでございますが、これは前期対策に続く平成17年度から平成21年度までの5カ年の計画を策定するものでございます。策定に当たりましては、周防大島町の未来像を描く総合計画との整合性を図りながら策定することが本来の常道でございますが、総合計画の策定作業はこれから行うということでございまして、このたびは新町建設計画及び旧町において検討されてまいりました諸計画をもとに、その主なものを事業計画といたしま

した。

そして、今後は策定される総合計画との整合性や地域の要望におこたえしながら、その都度見直しや変更を加え、必要に応じて議会にもお諮りをしてまいりたいと思っております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第16号質疑はありませんか。6番。

議員（6番 浜戸 信充君） 質問いたします。15ページのところになりますが、教育施設の整備についてというしまいの方に書いてありますが、統合や校区の再編の検討というふうに、これが早急に必要となりますというふうに書いてありますが、この統合や校区の再編をどのように検討されるのか、具体的に答弁をお願いします。

それから、22ページになりますが、（2）のその対策として、アの農林業、真ん中より下当たりには地元店舗や学校及び家庭での地産地消の推進ということがありますが、どのように地産地消を推進されていくのか。この2点をお伺いいたします。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 第1点目の御質問の教育施設の整備及び統廃合の問題でございますが、まず、1点目の老朽校舎がたくさんあるわけですが、現在、新年度予算の中にも出ておりますが、耐震検査をやるということで計画をいたしております。その中で15年度までにかなり進捗がありまして、残りが約4校か5校ぐらいになっておりますが、それについては17年度で耐震検査をしていきたいというふうに思っておりますが、財政事情を考えますと、それを早急に解決できるかということになると、かなり厳しい見通しではないかというふうに思っております。

2点目の校区等の再編については、新町において、これ大変重要な課題であろうというふうに思っております。これから町長部局なり教育委員会等で慎重に協議した中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。22ページの地元店舗や学校及び家庭での地産地消の推進ということのお尋ねでございます。地産地消につきましては、学校給食、町内の学校給食及び病院食等、町内でもかなりのまとまったものがあるかと思っております。それを地元での地産地消ということで、今後検討していきたいということは現在考えております。ただ、需要と供給のバランス等いろいろございますので、その辺は問題点ということがございますけれども、今後推進していきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 1点目のところ再度質問いたしますが、老朽化の校舎を改築なり修繕をするということと、統合、統廃合ということは相反することといたしますが、もちろん早急に直さなきゃいけないところはあれでしょうけども、例えば新築をするということになれば、将来統廃合がどうなるのかと、統廃合しなくていいんじゃないかということにもなるでしょうし、ですからその辺をお聞きした、特に統廃合をどうするのか。将来やるのか、やらないのか。今から検討ということですが、だからどのように検討するのか。やるのかやらないのかということがはっきりここでわかればおっしゃっていただきたいと思います。

それから、今の地産地消のことですが、確かに今部長さん言われましたように、これは需要と供給のバランスがきちんとないと、幾ら地産地消と言っても、供給が間に合わなかったらできないと思いますので、このいかに供給をするかと、ですから、要は、簡単にいえば農家の方にそういう野菜をどのようにつくってもらおうかということが問題なんです。ですが、そこがきちんときればもちろん地産地消に、そりゃ価格の問題はあるでしょうけども、地産地消になるわけですから、それをどのように農家の方に、簡単にいえば農家の方に野菜をつくってもらおうかという、そこが一番問題だろうと思います。そこをもう一度答弁お願いします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） ただいまの合併をいつまでやるのかと、それからどの程度やるのかという御質問ですが、現在、いつまで、あるいはどこまでという、そういうふうなことは定めておりません。

それで、この大島郡が合併をした。子供たちにとってどんな教育を行うことがいいことなのか。あるいはどういう社会教育を行うことがこれから過疎の進む島の中でいいことなのか。そういうふうなことを聖域なしで一遍根本から検討してみる。これが合併の今の時期の一番大切なことだと、そのような認識に今まだ立っている状況でございます。いよいよ今次長さんが答えたとおり進めて検討していかないといけない重要な課題だと、そう認識しております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 学校給食につきましては、旧大島町で既に取り入れております。それとJAではAコープ小松店、それと久賀等で直産物の取り扱いということで産直コーナーを設けております。これらを拡大していきたいというふうには考えております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 最後になりますが、私は再編ていうか統廃合をなささいということじゃないわけです。やっぱり地域にとっては学校がなくなるということは非常に寂しい思いをするわけです。ですが、やっぱりその中で教育を受ける子供たちにとっては、今の例えば少ない

ところの複式学級が本当に教育上いいのかどうかという問題はあるので、本当にこれは検討しかにやいけん問題でしょうけども、ただ、こっちの参考資料の方にもありますように、将来何年かして、どこだったですか、学校があったと思うんですけども、体育館をつくりかえるとか、こういう計画があるということは、将来にわたってその学校は残していくのかなとかいうふうに思うわけです。ですから、その辺がはっきり聞きたかったわけなんですけど、いずれにしてもきちんとした検討を加えていただいて、どちらがいいのかということを経地域の住民の皆さんと話し合いながら今後やっていただけたらというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。

議員（6番 浜戸 信充君） はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。ページ30ページから31ページにかけてでございますが、ウの産業物処理施設です。これは既存の不燃物処理場は飽和状態になっておると認識しております。ここに最終処分場施設やリサイクル施設の整備というのが必要になっておるというのが出ておりますが、この施設の着工はいつごろかというのと。そのページの力のその他ですが、斎場の問題ですが、旧久賀と旧橘の施設がこれいつごろできたのか。旧久賀はたしか平成4年に完成と、旧橘はちょっと私認識してないんで、それがいつごろできたのか。その中で施設の改装や炉の改修費が増加しているということですが、炉の改修というのはどの、何年に1回とかいうのがあれば教えてほしいんですが、よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 濱田環境施設課長。

環境施設課長（濱田 武重君） 失礼します。ただいまの御質問にお答えします。

まず、リサイクル、また最終処分場の着工年度についてでございますが、17年から19年の予定で今作業を進めております。途中の質問は最終処分場の関係だと思っておりますが、ちょっと飛ばさせていただきます、炉の改修の件でございますが、炉はやっぱり年間安定した改修で、やっぱり大気汚染防止法の中で運転を続けておりますので、毎年1回維持補修というのはやっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 橘斎場の件でございますが、平成6年ごろできておりますが、このコンピューターによる動力セラミックといいますが、それらの大体7年で一応改修しなければならないということございまして、もう10年たっておりますので、一応今回この斎場計画に載せておるわけでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 21番、平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 今お答えですが、旧橋施設は平成6年とおっしゃいましたけど、この文言の中では旧久賀、旧大島は老朽化しというんで、毎年、炉の施設の改修や炉の改修費が増加しておるということで、旧橋にはそういった炉の改修費がかからないような施設かどうか、その辺もう1回お答えをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 橋の斎場の件でございますが、動力といいますか、すべてコンピューターで焼きつけたりしておりますので、建物自体は老朽化はしてないんですが、ああいう機械部門ですか、それがもう7年で一応耐用年数が過ぎてるということで、もう10年たっておりますので、一応耐用年数が過ぎておりますので、中には液晶パネルが見えにくくなって、ちょっと改修しなければならないようになっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、基本的な部分で聞きたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

今回この計画をつくるに当たって、過疎の状況を脱却するために計画をつくっていたということですが、今回人口動向の基本として昭和35年を出しております。これは表でいえば6ページです。4万9,739人の時代からおおむねずっと取り組んできたが、結果としては2万2,397人になったと、全く歯どめがかからなかったということなんです。ここの原因をどのようにつかんでいるのか、例えば実際的にはいろんな大きな原因があって私はこういう状況になったと。しかし、過疎計画でいろいろやってきたけれども歯どめができなかったという状況なんです。ですから、どこに大きな原因を求めているのか聞いておきたいというふうに思います。とりわけ35年当時の旧町ごとの人口動向があれば示していただきたいというふうに思います。

また、ここに出されております16年度3月31日、この点での、皆旧4町たして基本的には2万2,000という状況でしょうから、それぞれ比較対象物を出していただきたい。今答弁できればお願いしたいというふうに思います。

それとあわせて次のページ、8ページから9ページ、これはいわゆる産業動向、産業就労状況を出させております。基本的には旧東和町が一番落ち込みがひどくて、35年に対して35%ぐらいに落ちてるという状況なんです。ここの原因を読んでも非常にわかりにくい、4町一並びで書いておりますから、それぞれ各町、例えば落ち込みが少ないのが産業人口構造でいえば旧久賀町なんです。やっぱりそれぞれ原因があるというふうに考えております。どのように原因を

つかんでおるのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、10ページ、行財政の状況についてであります。これも10月1日に行財政基盤の強化による行政サービスの向上を図るため合併がされまして、そして、広域と、いわゆる4町でやってきた事業内容について書かれておりますが、基本的にはパイが大きくなっても、歳入というパイが大きくなっても、歳出のパイがそれじゃどのようになるのか、ここで聞いておきたいというふうに思います。

12ページは基本的には財政状況の中身に触れております。そういったことで17年度版の方が、次の過疎計画の方がわかりやすいんですが、それで財政論議はしたいというふうに思ってます。

次に、16年度過疎計画の中で推木総務部長が報告されたのは、主な部分について載せましたというふうに私は聞きましたが、これは17年度の過疎計について触れられたのか、16年度分のいわゆる主な部分という表現をされたのか、それであればちょっと議論しときたいというふうに思いますが、どちらだったのか、17年以降5カ年についての主な部分を載せたということなのか。16年度は少なくとも全部載せたということなのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、先ほども議員から質問がありましたが、新旧町ごとそれぞれ、ページ数は20ページです。農業、1次産業についてはかなり議論がされてきました。その中で、例えば今行政としては今農業の分野では、農業の分野は少なくとも一定程度進んできたというふうな客観的事実です。ただ、旧町ごとではかなり差がありますというふうな中で、例えば漁業、ここでは1次産業全般として観光漁業、観光いわゆる実際的な地産地消、これが書かれておりますが、漁業の分は非常に弱いといいますが、それがあるといいうふうに考えております。その点で16年度一体地産地消で漁業分野でどういうことをしようとするのか、過疎計の中で、どういうこと、あと半年です。どういうことをやっていこうとするのか、その辺を聞いておきたいというふうに思います。

次に、計画、具体的な計画が24ページ以降計画があります。この中で若干質問をしておきたいというふうに思います。

まず、一つが温泉業施設整備、29ページであります。これについては基本的には16年度旧橘町で出発して、新町が引き継いで17年度それを行うという事業であります。この事業が私の記憶するところであれば、当初予算から出たんじゃないし、いわゆる基本的には補正予算から出発、計画時点が出発したのではなからうかと。こういう大事業が基本的には補正で出てくると、そこにはかなりの理由があろうというふうに思うそれが1点。補正で出てきた、当初予算にのらずに旧町時代に補正で出てきた、ここのどういう理由からかというのが1件。

それともう1件は、当然7億円近くの投資をするわけですから、いわゆる利用目的や利用予測、これもあるといいうふうに思われます。その点でその利用目的や利用予測を実際的にどのように見

ているのか、今現状では、新町の中では全く中身が見えてこないという状況です。ですから、そのところを質疑をしておきたいというふうに思います。

同じく、平成16年度の事業その他に入るかのってないのではなかろうかというふうに思いますが、公共交通対策について、基本的には年度当初予算で各町50万円ずつつくって、200万円で予算計上されました。公共交通対策、今後の公共交通対策をどうするのかということで、平成16年度事業で計画しました。その点で今これ過疎計にはのってないんじゃないかというふうに思いますが、あえて質問しちょきたいというふうに思います。ていいますが、これが今後の見通しを確立していくことが公共交通対策の今後の柱になるというふうに考えております。ですから、ここで聞いておきたいというふうに思います。

あと次に、星野記念館についても聞いておきたいというふうに思います。これはページ数でいえば最後の方になると思います、45ページ。これも私は旧町時代にかなり批判したことがあります。といいますのは、実際的に身の丈に合った予算執行こそが求められちよる。いわゆる今の過疎計画で触れるまでもなく、今日の財政論議の大きな弱点は、起債や補助がつくからということとで目的を非常にあいまいなまま、いろんな地方自治体制出動してきたという点で私は大きな問題点があるというふうに見ております。これは執行部と見解が違うかもわかりません。その中で、実際に星野記念館はどういう経緯の中から持ち出したのか。

また、これをするに当たっては、旧東和町の条例の中で条例改正をしちよるはずなんです。時期的なもの、あわせて聞いておきたいと。いいますが、一たん条例改正をして、それでこれで起こしてくれば、これは今は設計の段階ですから、16年度ですから、設計の段階ですからあれですが、どういう経過から来たのかということも、どういう経過から、いわゆる年度途中で急遽設計が出されてきたのか。それは非常にあいまい。ただ単純に旧町が計画したということではないというふうに考えております。とりわけ、やっぱりその当時は法定協もあったし、いろんな議論、町長会議もされたというふうに思うております。そういう点ではやっぱり明確な方向性を聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） 会議を再開をいたします。

続いて答弁を求めます。中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 御質問にお答えいたします。

まず、最初の人口減の原因ということでございますが、これは皆さん御存じと思いますが、大島はもともと農漁業中心の産業でございましたが、いずれも零細ということで、島内に大きな雇用の場もなかったということで、人口流出が続いたと、結果的に高齢化が進み、少子化が進み、人口減少が起きたということが端的な理由だと思えます。

次に、昭和35年の旧4町の人口ということでございます。昭和35年の旧町の人口は、旧大島町1万4,629人、旧久賀町7,720人、旧橘町1万2,993人、旧東和町1万4,397人、計4万9,739人でございます。

続きまして、産業人口の件でございます。旧久賀の産業人口の減と旧東和の人口の減、大変旧東和の方が大きいがどういう原因があるかということでございますが、もともと旧東和町は産業人口の若年層の割合がほかよりも低かった経緯もございます。原因といたしましてはいろいろあるかと思いますが、久賀は従来から官公庁もありまして、そういう雇用の場もございました。しかし旧東和につきましてはそういうものもございませんし、土地も狭隘ということで、いろんな産業も零細ということでほかと比べて東和は人口流出が続いたのではないかと思われます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 広田議員さんの過疎地域自立促進計画に対する質問でございますが、まず10ページにあります平成16年10月1日に行財政基盤の強化による行政サービスの向上を図るための合併がなされたという文言についてでございますが、当然この行政基盤の強化と財政基盤の強化ということに一つの合併のねらいがあったということは当然のことだと思っております。

それで、その内容でございますが、行政基盤の強化ということにつきましては、ここで申し述べることもないと思いますが、例えばいろんな面で今までの旧町に、4つに分かれておった町に比べましたら、当然人的な財産もまだいろいろな面でそういう行政基盤を強化するというについては大きく飛躍しておるのではないかと思っております。

例えば、議会にいたしましても、旧町で12名から16名の議会であったよりも、当然その活発な議論、質の高い議論が行われると思えますし、また、職員にいたしましても、各町で90名から100名ぐらいの職員がおりましたが、当然その4町合併いたしまして、今のところ、将来はもう少し削減されると思えますが、381名の一般職がおりますが、当然大きな人的な資産、資源になっておるというふうに思っております。ここらあたりに行政基盤の強化。たくさんまだあると思えますが、そういうことを指しておるのではないかと思っております。

また、財政基盤の強化でございますが、これは新町建設計画を、合併の協定項目にもありましたように、新町建設計画で財政計画を立て、それを御確認をいただきましたが、その新町財政計

画の中で、当然その財政基盤のもとになるのは歳入の増加と歳出の削減ということになると思いますが、特に歳入の大きな増加というのは、合併に対する補助金的なもの、または特例的なものが主でございます、永続的に歳入の大きな増加が見込めるというものでないというのは皆さんも御承知のとおりだと思っております。

ただ、歳出につきましては、その一番大きなものは、やはりその行政経費の削減、要するに人件費の効率的な削減ということになるのではないかと考えております。新町建設計画の中でも人件費につきましては、一般職は類似団体を参考に職員数を設定し、退職見込み、新規採用見込みを差し引きながら、特別職と議会議員、農業委員会委員、行政委員会委員等の減少、これらを含めましてから大きな経費の削減を見込んでおるといふふうにも新町建設計画の財政計画の中にも示しております。これが一つの歳出の削減の大きな柱ではないかと考えております。歳出の削減が行われると経常的な人件費の削減が行われるということになりますと、当然その行政、執行経費がスリム化されるということでございます、行政の執行経費はできるだけ節減されるほどいいということでございます。要するに、行政サービスが同じであるならば、執行経費は安い方がいいということでございます、そういうことに合併には大きなねらいがあるのではないかといいうふうに思っております。

次に、29ページでございますが、29ページの温泉利用施設安下庄地区ということでございます、これが旧町の補正で行われてた経緯の御質問がございました。これは旧橋町の議会で、5月の補正で予算化されたものでございます。この温泉利用施設整備と申しますのは、平成7年に完成いたし運営を始めました竜崎温泉でございます、これが当時のその旧橋町の議会で提案された補正予算のときの議論からいたしますと、既に平成12年度当たりで非常に洗い場等が少な過ぎると、小さ過ぎるといふうなことがありまして、これの改修、または増築ということが平成12年当たりから既に何度も議会で質問がされておったといふうな経緯がございます。それで、その増築を計画をするためにはいずれにしましてもその財源が必要だということで、いかなる財源を求めようかということでいろいろ苦労されたということでございますが、結果的に地域総合整備事業債等を使ってつくっておる施設でございましたので、なかなか財源が見つからないということございまして、過疎地域充実促進のための戦略的かつ重点的なプロジェクトといふものでございます。

要するに過疎債の特別枠といわれておるものでございますが、これを要望しておったということございまして、これが16年度の当初予算ではちゃんとその充当されるという見込みが立っていなかったということございまして、これが5月その見込みが立ったので、財源の見込みが立ったので、5月に補正をしたという経緯だといふふうに聞いております。

また、利用目的、利用予想といふものにつきましては、当然その単独でやるわけではございま

せんので、この重点プロジェクトの説明資料、要するに要望の中で十分な検討がなされて総務省の方でもその特別枠をつくるに当たって審査をいただいております。その資料は十分ございますので、またお示しをしたいと思っております。

また、45ページですが、星野哲郎記念館整備事業でございます。これも8月12日の東和町の議会で補正をされ、新たに予算化されたものでございます。このときに先ほど御指摘にありましたように条例改正も行われております。条例改正と申しますのは、基金条例の改正、名称または中身のことでございますが、東和町のこともお聞きしましたが、既に星野哲郎記念館を設置してはどうかということは何度も議会の中では議論されているということでございます。

また、交流センターといわれます宮本常一記念館でございますが、これよりもむしろ先ではないかという議論もあったようでございます。それじゃなぜ、その交流センターが先になったかと申しますと、やはりこれもその財源の問題がございまして、交流センターの方の財源は農林省関係で財源が確保できたということから、先に完成したということでございまして、星野記念館の方が既に当時の東和町の執行部の方からお聞きしましたところ、星野記念館の方が先に話が出ておったような状況であるというふうなことでございました。

また、ではなぜ8月の12日に補正予算という形で予算計上をされたのかといいますと、これは東和町の執行部と東和町の議会の中で議論されたことだと思っておりますが、既に合併が決まっております、8月は。それで当然新町建設計画の中に東和総合庁舎の改築という部分が新町建設計画の中に盛り込まれております。要するに合併特例債を使って庁舎の建設、総合支所の庁舎の建設が可能になったということで、ならばその基金を十分活用して財源の確保ができるということで、星野記念館の方にもその拡大充当できるような形の条例改正がなされた。さらにそういうことで補正予算を出されたというふうにお聞きいたしております。

以上が御質問の3点でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 水産業と地産地消についてのお尋ねについてお答えいたします。

町内の各販売所では農産物と水産物のコーナーが併設されているところが大変喜ばれているところですが、御承知のとおり、水産業においては漁業環境の悪化等で深刻な状況にあります。したがって、将来的に効果が出る地産地消の推進ということになるかと思っておりますが、年次的に種苗放流、種苗中間育成事業、海底、海浜清掃等の総合美化推進事業、タコつぼ等の漁場生産基盤整備事業、魚礁設置事業等を計画しているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） 公共交通対策の関係で御質問ございました。このことにつきましては、16年度の当初予算で各町50万円の負担金を拠出していただきまして、大島郡地域振

興推進協議会が200万円の補助金を受けたところであります。御指摘のように過疎計画には登録されておりません。当初はこの経費をもちまして公共交通機関対策のある程度の道筋をつけるということで努力したい、そして合併協議会の中の事務局で検討をしていくんだというお答えをしておりました。その後の経緯といたしまして、合併期日まであと6カ月という期間に、合併協の事務局としては、この対応については非常に難しいということで、当時、旧4町の助役さん方で構成をしておりました助役会において、この交通機関関係について検討をしようということで、助役会の方が受けていくという形になりました。ところが助役会におきましても、この事務事業への着手までには至らず、郡地域振興推進協議会が補助金の受け入れ、各町50万円の受け入れですが、これを受け入れをしたところで合併を迎えました。したがって、そのままそっくりの金額が残っておるわけですが、その金額につきましては11月に通帳に記載されたものを総合政策課が引き継ぎをいたしました。

郡の地域振興推進協議会につきましては、平成8年に大島地域の振興と発展のための調査、研究を初めとした事業に取り組むとして設立されたものであります。10月1日の合併によりまして、このたび規約の改正及び会の理事及び評議員の人選について、今事務を進めているところであります。総合政策課といたしましては今現在この公共交通の関係につきましては、二、三の関連業者との話をして、いろいろな方向、こういった形が大島郡にふさわしいのかというような話を聞いているところであります。これは先ほどの郡の地域振興推進協議会の経費と全く別のやりとりの中での話でございます。

なお、大島郡内には公共交通機関が道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可を受けた2社が運行をしております。この2社が撤退をするというような表明をした時点で慌てないような体制、または基本的な考え方、これを樹立することが今当面の課題であろうというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1件が、先ほど椎木部長の方から答弁がありました、いわゆる旧橋が決して平成12年当時から、また建設当時は平成7年からの地総債を活用してという答弁だったというふうに思います。しかし、利用状況とか、いわゆる利用者推定とか、それは当然旧町議会の中で議論されたというふうに考えております。また、その件、大型事業についてはまた全協をやりたいというような意見もあります。

しかし、ここで16年度の採決にあたるに当たって大事な点をまず一つ指摘しておきたいというふうに思います。この過疎計に上がっているこの中身が、実はいわゆる町と委託者の関係で、いわゆる一般的にいわれる非常にあいまいな部分があるという意見が出されております。今度は主語をいきます。例えば委託者が例えばマージン等で支払い額が仮に何%かわかりませんが、全

体の収入状況がつかめない、だから非常にあいまいだという意見が温泉についてはあります。その辺は承知しておるのかどうなのか、それが1点です。いわゆる全体としてその年度年度の売り上げ状況が執行部としてつかみ切れない状況がある。その中で実際的にいうなればその7%で何ぼかというのが非常に見えにくいと、これは実際に15年、14年等を通じてそういう状況があった施設だということが議員間で言われております。その辺が事実なのかどうなのかを含めて再質問をしておきたいというふうに思います。それが1件です。

それと星野記念館についても、先ほどいろいろ議員さん方言われておりました。しかし、あの時点で、いわゆる星野記念館の方です。あの時点で設計を出せば、結局は新町建設計画の中で優位な結果として優位な取り計らいを行われる可能性が生まれるわけです。少なくともいろんな箱物を各地でつくりたいというはあるかもわかりませんが、財政的にはそんな裕度はないという状況なんです。確かに基金は3億円余り持ち込んだかもわかりません。しかし、ほかのところにかなりいるわけです。その辺を考えてやるのが、あの当時の紳士的な町長会でありあれじゃなかったのかという点が私は非常に憤慨しておるわけです。ですからもとの町議会でもかなり批判しました。当然のように、何で8月の時点で急遽補正を出して条例改正までするんかということも議論しました。しかしやっぱり大事なのは合併直前にそういうやり方をしたら、結果としてはやっぱり駆け込みという表現につながりざるを得んと。それは私は合併の悪い方の効果じゃというふうに見ております。それはやはり今から先17年度もまた議論ができますが、少なくとも17年度過疎計の中でやっぱり私はそれは仮にそのときの執行部の皆さん方が努力されたとしても、結果的には時期的なものからいえば駆け込みじゃないかなという御批判が出るのは当然だというふうに考えております。

ですから、今の、その件については实际的にきちっと委員会、旧橋町議会の中で十分な議論、提言がされた方向で一つ一つ解決してこられたのかどうなのか。いわゆる全体売り上げ等についてです。その辺をまず聞きたいというふうに思います。

それともう1点、先ほど建設部長さんの方から出されました内容で、確かに言われるのが栽培漁業の部分はさっき言われました。栽培漁業、いわゆるつくり育てる漁業。つくり育てる漁業とそれをいわゆる今度はつくり育てて収穫するわけです。その収穫を一定地域、要望地域で改めて、例えば漁業の場合と農業の場合は若干違うわけです。というのが、例えばポンプアップしたり、海水をやらにゃいけん、そういうことも将来的には地産池消をうたう場合にはそういう状況もあるんです。例えばそういうことに対して16年度で聞いたわけなんです、そういう格好で具体的に地産地消で漁協の個人的にはやっておられます。例えば道の駅でお魚売ったり、これは地産地消もあるんですが、それも別個に、やっぱり一つの目玉的な、産業の目玉的な位置づけで16年度どうやったのかということが質問の趣旨です。その辺で再度できれば答弁を求めておきたい

というふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 温泉利用施設の竜崎温泉の件でございますが、売り上げ状況がつかめ切れていないのではないかと御質問でございますが、要するにこれ売り上げ状況がつかめていないというのは、例えば使用料とかというのではなくて、要するにあそこにレストランが入っておりますが、ここの売り上げ状況というふうに、7%とさっき言われましたので、そういうふうにとっておるわけですが、全体の売り上げ状況についてはちゃんと把握できておるといふふうに認識しております。要するに全体の売り上げ状況からその7%部分がちゃんと町の歳入として計上されておるわけでございますから、当然その売り上げ状況の把握が正確に把握されていなければ、町の歳入がちゃんと確保できてないということになりますので、それは売り上げ状況も把握されておりますし、また、通常の使用料につきましても当然正確に把握されておるといふふうに思っております。

要するに、この平成7年の竜崎温泉の設置当初、運用を始めた当初です。そういうふうな問題が何度か旧橋町の議会の中でも議論されたという経緯がございます。ただ、要するにそれを町の委託職員が扱っていないというふうなことで、いろいろ改善を行っております。例えばレシートを出してもうらうとか、そういうことをやって、何度かの改善をもって何回かそういう議論があったと思っておりますが、その都度改善を行っておるといふふうに思っております。

それと、星野記念館の補正事業のことでございますが、合併前であって駆け込みじゃないのかという御質問でございますが、大変、旧東和町のことでございますが、大変大きな政策的なその予算であるし、政策的な決定であると思っております。当然その執行部もその議会と十分相談しながらやってこられたことであつたと思っておりますし、今、合併後の周防大島町として旧町のそれが駆け込みであつたかというふうな答弁というのは非常に難しいんじゃないかというふうに思っておりますし、当然これは既に旧町の、旧東和町の執行部と議会の中で十分議論をされ、今言われたようなことも当然議論された結果のことであろうと思っておりますし、今周防大島町とすれば、当然そういう16年度の予算の中から9月までに執行された残り、要するに執行残高を新町の暫定予算、さらには今回のこの予算に上げてくるわけでございますので、それをここでどうこうするというふうな非常に難しいのでは、失礼なのではないかというふうにも思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 水産業と地産地消につきましては、16年度事業で即その事業が地産地消に結びつくかどうかというのはなかなか難しいところでございまして、将来的にそういう地産池消に結びつく事業というふうな御理解をいただきたいと思っております。事業そのものが地

産地消で即効果があらわれる事業というのはなかなか今のところはないんじゃないかと思います。漁協組合ともまたその辺の推進につきましては協議をさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 16年度分の前期の過疎計ですから、非常に議論が難しいというのがあります。実際的に既に私たちも見てから実際的にのしちよるのを削るちゅうことは事実上不可能な点はわかります。ただ、一つ確認は、やっぱりきちとそれと例えば執行の概要については、新たな建設の概要については、これは別問題だというとならえ方をしちよかんと、非常に将来的問題が起こるといふうに感じておりますが、その辺のところの町長の考え方。

それともう一つは、町長自身が地産地消についてこれだけページ数の中で、一応農業についてはかなり実践的にやられておりますが、漁業について今後実践的にやっていくという立場に立つのか、それを1件聞いておきたい。計2件聞いておきたい。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 今総務部長が申したとおりでございます、既に星野記念館におきまして旧東和町で煮詰めて結論が出されたものでありまして、それを受け継いだのが周防大島町であるということで、そうした点で御理解をいただきたいと思ひますし、それから、地産地消につきましても、いろいろと農業の分につきましてもいろいろミカンのプランが立てられて21ということで、既にその線に沿って新品種も策定をされまして、県におきましても、そして下部の農協におきましてもそのプランにのっって今実行に移されております。農業の方は、これはこのプランにのってやれるから問題はないんですが、漁業につきましては大変私ども執行部につきましてもどのように対応したらいいかなということ今頭を悩ましておりますが、漁業者自身も大変そうしたことで生き残りをかけてやっていきたいということであろうかと思ひまして、旧橘町につきましても加工施設、加工にひとつ取り組むかということで、漁協が主体になって既に取り組むような段取りになっておるようでございます。したがいまして、やはり漁業者の皆さん方も努力をされるのが当然であろうかと思ひますが、執行部におきましてもそうした漁業者との対応を通じながら前進をしていきたいといふうに思っております。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清春君） 今回の16年度は、即、建設の時期とは別個の課題だと。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 別個の課題と申しますが、やはりその流れをくんでやはり周防大島町が取り組んでおるんですから、別個の流れというわけにもないといふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） 14番、松井でございます。今の中の議案第16号の中に

27ページですけども、情報通信体系の整備というのが書かれておりまして、将来を展望した地域情報化を図るための高齢化社会に適した情報通信基盤の活用方策、あるいはずっと行かまして、庁舎内のLAN、庁舎内の情報通信網が使われておると。この庁舎内の各総合庁舎の4つにはつながっていると思われるわけでございますけども、ところが二井知事が推進してきた山口スーパーネットワークシステムがこれには書き込まれておりません。したがって、この活用方法を将来に対して具体的な内容でもって将来こうするんだという一つの動き方があれば御説明をお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 御質問にお答えします。情報通信体系の特にYSN山口スーパーネットワークのことでございますが、既にこれは御存じのように大島郡内旧町の時代に各本庁舎にYSNがつながれております。現在はどのようにしているのかといいますと、電子政府、いわゆるLGWANでございますが、これをこの本庁でありますこの大島庁舎にLGWANをこのYSNをもって受けております。現在はその受けたものは、いわゆる光を各総合支所つないでおりますからそれをつないでおりますが、YSNにつきましてはそういった電子政府LGWANのつなぎ込み、そして緊急的なものということで、今後とも利用していきたいと思っております。以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） わかりました。今後の使用方法としてはそんなふうを使うという形だと思いますけども、全体に、例えば町民の1軒1軒につながっていく情報化、いわゆるこれが防災にも使えるとか、あるいはお年寄りの介護にも使えるとか、生活面ですべてに役立つという形のものに変えていく必要があると思います。例えばNTTを使いますと、今約10メガぐらいで使ってるんですけども、YSNの方は約100メガで使っておられると思うんです。そういう周波数体の変換だとか、そういうものを一つ一つ今からケーブルビジョンも使いますし、どうしても将来ビジョンとしてはこれが必要である。だから私たちの生活の中に一人一人がこれに、情報化社会に当てはまったもの、あるいはまた、さっきの16号の方の議案の中で21号になりましたが、21ページですけども、情報通信基盤プロジェクトの中に情報通信基盤の地域格差デジタルデバイドで書いてあります。これも全く一つの考え方によりますと、住民の格差を生み出すものだというふうにも考えられますから、この辺はやはり基本的には住民お一人お一人を守るための一つの手段でもあるという方向性をぜひとも郡全体のお考えの中に入れていく必要性が将来的にあるということを考えていただきまして、基盤整備をやっていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） Y S Nにつきましては、これは県を中心とした市町村をつなぐ光でございますので、このY S Nを直接各家庭というのは、これは想定はしておりません。今後、情報化計画というのでも策定するわけですが、最終的には光ケーブルということになるかと思えます。先ほども言いましたように、光は今総合庁舎含めて出張所含めて、周防大島町の役場の26カ所に今光がつないでおります。それ以外についてはA D S Lということでございますが、将来的にはやはり大きな情報計画をもとに各戸に光ケーブルを結ぶ、そういったところまでいかないと、なかなか高齢者の情報体系あるいは情報格差の解消というのはならないと思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） もう1回だけ。今のお答えにありましたように、各家庭に入るのは非常に難しいというお答えが返ってきましたけども、住民基本台帳なんか今どういうふうにして利用されておりますか。これはY S Nにつながっておりますか。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 先ほど言いましたように、周防大島町は既に光でつながっております。先ほど言いましたように総合支所、出張所26カ所が光でつながっておりますので、その光をもって、いわゆる住基以外のそれぞれの作業もその光を通じて周防大島町の場合はやっておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは次年の問題で聞いておきたいというふうに思います。その点で実は8ページをお開きくださいませ。8ページは今までのいろんなことをやってきたわけですが、リゾートの振興について評価が非常に分かれる部分があります。といいますのは、全国的にもリゾート振興法以降三セク等がかなり全国的に大小含めてかなり破綻したというのは執行部の皆さん方にも御承知のところだろうというふうに思います。今後の5カ年計画の中でリゾートの振興というのは、そのリゾート法の沿った中での振興という意味なのかどうなのかが非常にあいまいなんです。かなりのお金をリゾートとして、いわゆるかけた結果が全国各地なんです。何でここでリゾートの振興というのが改めて一応入るのか、これ改めて聞いておきたいというふうに思います。

次に、財政についてこの項では質問したいと思います。

一つは、18ページが財政のいわゆる12年度、15年度ということで対比表が出ております。御承知のように私は財政を見ると、単純に義務的経費の部分が大きいからという立場に立ちません。義務的経費の中にも当然その時々ツケがかなり出てきている部分があります。といいますのは、例えば義務的経費の中でも、例えば公債費とか人件費とか、そしてまた扶助費等がありますが、一番端的にいえるのが平成7年当時と比較したら、その義務的経費の中でもその比率が大きく変わっていると思うんです。一面的に義務的経費全体を見れば私は誤った処方箋になるんじゃないかというふうに見ております。実際に義務的経費でも平成15年度が出ておりますが、そのうち、この3つの比重が平成7年度当時と比較したらかなり莫大変動しちよる。どのように見てるのか、今後の過疎計をつくるに当たって。

先ほどから部長さん方の答弁を聞いていくと、人件費という言い方をされよります。しかし私は人件費そのものは、平成7年度から今日平成15年度へ向けてそんなにふえちよるとは思いません。逆にいわゆる公債費部分、償還部分が莫大ふえちよると。これは財政に携わる者はきちっと見ちよかんやいけんというふうに見ております。どういうふうに見ちよるのか、公債費について。ひとくくりで全体で触れておるが、公債費の中でも、少なくとも、義務的経費の中でも少なくとも公債費負担部分が莫大ふえておる。それについてどのようにとらえておるのか、これを聞きたいというふうに思います。

それと次に、この表で見てわかりますように、ちょっと指摘しておきたいのは、起債制限比率が今の財政状況をあらわす一つの指標になっております。それは借金を返す金がいわゆるないというあらわれの一つの指標です。その中で旧久賀町を見てみてくださいませ。それとさっきの16号で出た分と比較したら、明らかに、かなりの久賀町が起債制限比率が大幅にふえております。19.3、これはやっぱり原因がある。ここに今地方自治体が持ちちよる宿命的な部分があるんじゃないかというふうに考えております。それをどう見るのか、どう見ておるのか。例えば19.3までいったらかなり国に対して制約を受けるんじゃないか、そういう側面も出ちよるんじゃないかというふうに思うんです。どのようにこの16年度の中でやっていったのか。17年度で以降でどういうふうにしていくのか聞いておきたい。分析と財政基盤の確立の方向としての考え方、それを聞いちよきたいというふうに思います。

それともう1点、これも17年度以降で私はたびたび身の丈に合った政治の方向ということやっております。そういう中で、例えば今後大型事業として高潮対策等がかなり大型化してきます。御承知のようにまだ残事業が今から出てくるというのがあります。全体的にこれはほとんどが東和町関係ですが、これ一体どのようにいわゆる支払って予算を組んでいくのか、それが非常にわかりにくいという点があります。今後17年度以降担当課の方としてはどのぐらいの予算

投入を漁港と、いわゆる漁港と高潮環境整備事業でやっていくのか。これ当然16年度の予算も出てきますが、17年度以降かなりの予算を組む分です。それについてどのようにとらえているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） リゾート振興の件でございますが、御存じのとおり、旧東和町の中にリゾート振興、特に三セクでお願いしておるところがあるわけでございますが、過去のデータを見てみますと、現在のところそこに訪れる人口といいますが、交流人口につきましては、横ばい状態が続いておるように理解しております。今後ですが、旧4町が一緒になりましてこのリゾート地にもたくさん来ていただくように、大島郡の一つの目玉として頑張っていきたいと、郡外にピーアールしていきたいというふうに思ってます。そういったことで、赤字と申しますが経費の節減と一緒に図りながら、その辺も努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第17号の18ページの過疎計画の財政状況旧町内訳というところの御質問でございますが、平成12年度と15年度との財政的な指数の比較が出ておるところでございますが、例えば起債制限比率の12年度と15年度の比較で今御質問がございましたが、当然その13%、14%、特に19%というのがどのような数字かというのは当然私も理解しておるつもりでございます。

それで、12年度のところを見ていただきたいんですが、12年度のところで旧大島町が13.1、旧久賀町が13.8であり、旧東和町は14.1、旧橋14.2という数字が出ております。要するに、当時旧東和町と旧橋町が一番制限比率が高かったということでございまして、これはこの数が上がってまいりますと、公債費健全化計画というのを立てて、それに基づいた公債費の健全化を図る。要するに公債比率を下げるとか、または起債制限比率を下げるという方策をしなければならないという指導があるわけでございますが、旧東和町におきましても、旧橋町におきましても、国に届け出るような正規の公債費健全化計画を立ててるわけではございませんが、これに準じた形で健全計画を県と協議しまして、それに基づいて繰り上げ償還等を行い、それで健全化を図ったという経緯がございます。当然その当時は旧久賀町はまだ13.8でございましたので、その後、質が上がったというふうに思われますが、当然このままであれば公債費健全化計画の対象になっておるといいますし、当然15年度、16年度あたりには、旧久賀町では公債費の健全化計画を立てておると、それに基づいて今からその公債費の削減計画に基づいた削減をやっていくというふうになっておったのではないかと考えております。

先ほどのその前の質問でございましたが、義務的経費の中の人件費、扶助費、公債費というも

のがございますが、これについては、いずれも非常に削減が難しいということございまして、いずれも短期間のうちに削減ができないと思いますが、当然その公債費健全化計画というふうなものにつきましても県の指導、または国の指導を受けてやるという形でなければ民間金融機関に対するその繰り上げ償還というものもできないわけでございますので、そういうときを活用して健全化を図ったということでございます。15年度の19.3は非常に大きな数字だということは認識をいたしております。今後これが合併しまして新町での中で、当然その義務的経費も含めてこういうふうな財政的な指数の健全化が出てくるような方策を当然計っていかなければならないということは十分承知しております。そういう形を大きな柱として財政運営に携わっていきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 大変申しわけございません。聞き逃しておりましたので、もう一度お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は先ほどから議論しておると、いわゆる旧東和町からいわゆる財源を持ち込んだという言い方がされよるんで私は不愉快なんです。いいますが、いわゆる直前にやったいわゆる建設を、先ほど町長の答弁をすると、その流れでいくと、ごっちゃでいくというのが先ほど議案での答弁でした。その流れの中でいくと、しかし私はそれでは行き着くところまで行き着くという危惧がしております。といいますが、長い間基本的には財政論議をしてきました。旧橘町でもやられたと思います。旧東和町でもやられたと思います。旧久賀町でもやったはずなんです。そういう中でなおかつそのときの町長がそういう答弁をされた。それじゃ具体的に聞いちょかんにやいけんわけです。例えば財源を持って来たというのが、例えば今後ハードな部分として一例を挙げれば、例えば漁港といわゆる高潮等の、いわゆる旧東和地域、一体幾らの財源投資をこの過疎債の中で出していこうとするのか、そこんところをまず聞きたいというのが質問の趣旨です。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後1時49分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。

先ほどの答弁。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。東和地区の各漁港の施設及び高潮の施設でございますが、財源状況につきましては把握できませんので御理解をお願いいたします。

事業及び全体事業費、これを申し上げます。まず、東和北地区地域水産物供給基盤整備事業、これ和田地区でございますが、全体事業費が12億8,900万円でございます。実施期間につきましては、平成13年度から22年度になっております。それと、油田地区広域漁港整備事業、それと白木地区広域漁港整備事業、これは平成17年度から広域漁港整備事業の名称が広域漁港整備事業、済いません、油田地区の広域漁港整備事業と白木地区の広域漁港整備事業、これは今まで広域水産物供給基盤事業になっておりましたので名称変更になります。したがって、一緒の事業ということで御説明をいたします。全体事業費が28億3,080万円、実施期間でございますが、平成14年度から平成23年度までとなっております。それと、東和地区の海岸保全事業でございますが、和田漁港でございます。全体事業費が16億5,600万円でございます。実施期間が平成8年度から平成19年度となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 済いませんちょっと一つ前の16号の方のことなんですが、先ほどの答弁で少し舌足らずなところがありましたので訂正させていただきます。

旧東和町では、周防大島町東和庁舎建設基金というものがございまして、これを条例改正を行いまして、東和庁舎及び文化交流施設建設基金条例というふうに名称も変えましたし、その目的も、設置もそういう部分に使えるというふうな形で改正をしたという意味でございまして、要するに、その新町建設計画の方の特例債が庁舎の方でつくから、その金が余ったからこちらを始めたいという意味じゃ全くございませんで、もしそういうふうにおとりだったら訂正させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 全体的に皆さん方も御承知のように、過疎からの脱却というのが地方議会、執行部とも大きなテーマであります。そしてこの間かなりの投資をやってきました。しかし実際的に、さっき16年見ました。そして17年以降の5カ年を今、議論しよります。しかしもともとの流れが余り立ち切れてない。文章上は読んでみたらかなり変わっちゃう部分もあります。しかし過去の、例えば本当に財政投資をした結果、本当にどうだったのかという分析をしながら、今後の5年間の過疎計画につけていくというのが大原則なんです。その下になるのがいわゆる財政見通しなんです。これが合致してこそ初めて、本当に住民と、いわゆる住民と行政が、そして議会が一緒になって発展することになるというふうに考えておるんですが、これかなりやっぱり前の部分がかかなり多い。いわゆる前踏み。前を踏んで後期に行くちゅうような流れになったら、これどっかで見直しをせんと、本当財政再建もどこも成り立たないということになりますよという観点からずっと質疑してきたんです。その点を再度提起しちよって、17年度終わ

りたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですか。

議員（16番 広田 清晴君） はい、いいです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 3点ほど質問といいますか、お答えを願いたいと思うんですが、1点目が公共交通体系、バス路線ですが、そのことです。

それと、2点目が50ページですか、さざなみ苑、やすらぎ苑の増床が載っておりますが、財源の方にも来年度、再来年度というふうな金額が、予定がありました。

それと、3点目が、これ大島町だと思うんですが、火葬場の建設計画についてです。

まず、バス路線について、バスのことなんですが、数年前から私議会でたびたび質問等もさせていただいておるんですが、こういう計画、あるいは答弁において、なかなか前向きに改革といえますか、前進をしたような私は印象を受けておりません。今回もこの計画の中に、34ページですか、交通確保の対策として、1番でバスと書いてありますが、まず、現状の要するにバス路線を維持をするんだと、その中で考えていくことは、いろんな交通システム検討して、町の一体性を高めるため、主要な公共施設等を巡回する新たなコミュニティーバスシステムを検討しますというような書き方がされております。これは数年来過去においてこういう答弁の仕方、あるいはこういった書物に書かれた、議案に書かれた書かれ方だと思うんですが、一体どういう検討をこの数年間されておるのか。また、周防大島町としてこの公共交通バス体系というものについてのどのような体系を構築しようと、つくり上げようという考え方をお持ちなのか。まず、その点を御説明願いたいと思います。

それと、2点目の特養の増床の件なんですが、30床ずつの、各2施設30床ずつですか、来年度と再来年度ずつベッド数をふやすというような計画であります。確かに需要があるんじゃないかと思えます。待っておられるような方もあっておられるんじゃないかと思えますが、そういった現状の中で、恐らくこの何年か後、近い将来ピークが来るんじゃないかというような予測なり、そういう考え方をされておる人もおられます。もちろん必要とされておる部分ですので、必要なときに必要なものをふやすという施策は大事なことだと思えますが、そういった全体をとらえた部分、将来にわたってこういう特養の施設なり、こういった施設なりがいつその最も数的に必要とされるのか。ピークがいつというふうに考えておられるのか。

また、何年か前に介護保険が始まったときに、確かその論議やらの中で、この特養、施設介護という問題もあるけれども、介護保険は要する在宅介護ということを打ち出して、こういう施設介護の面も少しは助けになるだろうというような、そういう論議もあったと思うんですが、現在そういう介護保険等も始まっておりまして、そういった面も組み合わせてみると、こういった必要

であるからつくりましょうと。そりゃま確かに大事なことだと思いますが、そういった全体、将来的にわたったような見方をどのように思っておられるのか。その辺を1点お聞きしたいと思います。

それから、火葬場の件なんですが、私も実は個人的に約2カ月ぐらい前だと思うんですが、大島町の火葬場を利用したといいますが、火葬場で火葬をしました。親戚の不幸があったんですが、確かに現状3年ぐらい前の東和町もそうだったんですが、実際建てかえてほしい、新しい施設が欲しいという気持ちはわかります。わかりますが、予算をちょっとこれ参考資料の方で見さしてもらったんですが、来年度7億6,000万円という金額を計上しておられますが、たしか3年ぐらい前のときの東和町の火葬場を建てかえようというような話が出たときの金額と比べますと、かなり高額なものに設定がされております。一体どのような計画といいますが、どのような内容のものなのか。また、現在、恐らく来年度で財源を上げておられるわけですから、もうスタートあらかた準備段階を過ぎて、あらかたといいますが、かなり話が進んでおるんじゃないかと思いますが、現状はどのようなことになっておるのか。施設あるいはその事業の内容、7億6,000万円という金額に対する御説明を概略で結構でございますので、できればお願いしたいと思います。議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） 1点目の公共交通機関の関係の御質問でございます。先ほど広田議員の質問と多少答えが重複するかもわかりませんが、そのあたり御理解いただいたらと思いますが、この交通問題につきましては数年来同じような形で遅々として進んでいないよというような御指摘というふうに受けとめておりますけれども、どういった検討をしているかということでございます。それは町がどうこうというのではなくて、四、五年前に大島郡のモデル居住圏構想推進協議会、こちらの方で大島郡の交通体系というような形で、いろいろな研究なり結果報告といいますが、そういった冊子が出てきております。しかし、これは実際に大島郡の実態にそぐったものなのかどうか。これも当然検討しなくてはいけないなというふうに思っております。

また、今後のいろいろな体系等についてでございますけれども、先ほど御答弁したとおり、大島郡の島の中には道路舗装法4条の許可を受けた業者が2社入っております。このあたりとの兼ね合いも当然出てまいりますので、御指摘のとおり進んでいないんじゃないかというようなことでございますけれども、この2社が撤退をするよというような意思の表明をした段階で慌てないような体制づくり、これが必要だろうと思っておりますので、目に見えて進んでいないというのは十分理解しておりますが、そのあたりお含み置きいただきまして御理解いただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 2点目の御質問であります介護老人保健施設の関係でございます。これにつきましては、まず最初に言われましたのが財源のことだったと思えますけど、

当時やすらぎ苑、2施設あるわけですけど、やすらぎ苑の方が平成9年に建設しております。さざなみ苑の方が平成12年。当時は介護保険法がございませんでした、建設のときには、したがいまして、財源としましては病院債を利用しております。今後の計画の中の財源につきましては、一応、病院債ございませんので、まず自己財源が得かということになるかと思うんですけど、当然借り入れは高いわけですけど、一応自己財源ということになるかと思えます。

それから、次の必要性でございますけど、現在両方の保健施設の入所待ちの方は80名ございます。これは老人保健施設だけでございます。あと郡内には私ちょっとはつきりはわからないんですけど、特別養護老人ホームというふうな施設もあろうかと思えますけど、この方の数字はちょっとつかんでおりません。

それから、将来にわたっての対応と申しますか、考えなんですけど、大体鉄筋コンクリートづくりで、現在の大島病院が昭和42年に建設されております。したがいまして37年たって現在の状況です。それまでに3回程度補修を行っております。したがいまして、大体30年程度しか改修しないと申さないかと思えますけど、当然対象者、入所者の関係でございますけど、今から30年ていえば大体40歳の方が70になるわけですけど、人口構造的には全部高齢になっていくと思われまますので、対象者はふえると思えます。

それと、在宅介護が今後の課題であろうと言われておりますけど、在宅介護ていうの24時間のホームヘルパーの方、今来られて大変助かってる方も多いわけですけど、家にだれかがいるところは在宅介護がある程度可能になるかと思えます。したがいまして、家にだれもいないときの在宅ていうのが大変今後難しくなって、むしろ保健施設を利用される方が多くなるのではなからうかと思えます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 東原課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 大島斎場の件について御説明いたします。

場所は大字西三蒲の山地番の245番地でございます。ちょうど大規模農道が交差してある四つ角のところでございます。総床面積が1,847平米でございます。それから、事業費が7億6,000万円、その内訳でございますが、用地造成工事、これが1億3,190万円、これは駐車場用地、それから施設建設用地造成、それから風景整備工事、この3点です。それから建設本体工事、これが4億9,900万円でございます。それには電気設備等でございます。それから外構工事、これが3,465万円、これは駐車場等場内舗装、フェンス等でございます。それから給水ボーリング工事、これは給水ボーリング工事をやりまして水を確保するわけでありまして、これが1,018万5,000円。それから、火葬炉設置工事、これが7,035万円、火葬炉が2基でございます。それからあとは、備品購入等がございまして、合計7億6,000万円で一

応計画しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 金額的なものについてはちょっとあれですので省略をしますが、まずバス路線なんです、確かに現在運行してあるバス会社等との兼ね合いもあるということでもございましたが、実際住んでおられる住民といいますか、利用したい、利用するという住民の方のサイドに立ったまずそのシステムといいますか、そういう路線構築を考えていただきたい、運用運行路線を考えていただきたいということでもあります。この対策のところにも書いてありますし、私も過去議会で発言もしたことあるんですが、その空の路線バスのへりを満車の病院バスが走ったり、いろんな車いっぱい地域の方、住民の方が乗った車が路線バスの、空の路線バスの横を通り過ぎるという光景をしょっちゅう目にします、そういったふつり合いの光景を余りええことじゃないと思うんです。実際皆さんのお金を使ってるわけですから。そういったことのないようなぜひともシステムをぜひ早急につくっていただきたいと思います。

それから、施設ですが、もちろん需要があるからつくられるということでもございますが、先ほども言いましたように、今はそりゃ確かに必要ですよ。それから、待っておられる待ち人もおりますよ、あき待ちの人も80人くらいですかおられるということですが、一体そういった状況が、施設が例えば5年、10年というような施設の使い方じゃないと思うんです。これから将来的にわたって何十年も、例えば一世代も二世代もというような考え方でこういったものはつくられるんじゃないかと思うんですが、そういった面を考えた上でぜひとも施設も、要するに増床、増築等もお考えをいただきたいというふうに思うところであります。

それから、火葬場ですが、概略的な説明で結構でしたんですが、かなり詳しくお伝えを願えたので大体わかりましたが、金額も確かに7億6,000万円という金額にたまげたのでこういった質問をさせてもらったわけですが、地域の住民の方々が望んでつくられる施設ですので不備のないような、十分住民の方の意見に沿うような施設をつくっていただきたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 答弁はええ。

議員（13番 魚谷 洋一君） 答弁、できれば簡単で結構でございますのでお願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） バス路線の関係でございます。実際利用者のサイドに立ったシステム、あるいは運行の路線を考えてほしいという御指摘でもございました。先ほど申し上げましたとおり、この郡地域振興推進協議会が預かっておりますこの経費をもちましてこういったシステムがいいかというような形の検討をしていくということにしておりますので、もうしばらくお

待ちいただきたいと思います。御指摘の件につきましては、肝に銘じておきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 大島斎場につきましては、地域の皆さんに御期待に沿うよう立派なものをつくりたいと思います。お願いします。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 御指摘の点につきましては十分参考にさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 26ページの水産業のところですが、中段になりますが、経営体制の強化として関係機関と連携し云々というところですが、漁業振興の中心組織である漁業協同組合の経営基盤強化等に向けて諸問題を支援しという部分の解釈ですが、ただいま山口県の漁業協同組合は大変な場面に直面しております。皆さん新聞等で御存じの方も多いかと思いますが、山口県1漁協構想というのが今県議会でもまさに審議をされているところですが、先日の、14日の農林水産委員会におきましても県で約25億円ぐらいを支援しようというような話も出ておるような状況でございます。

もともと平成3年に上部組織であります山口県信漁連が203億円という負債を出し、約10年余りかけて106億円までに負債が減っておるわけですが、その106億円という金額を今後返していくめどがないというようなことから、急遽平成14年から山口県1漁協というような話が出てきております。こういった中で国も県も1漁協をつくっていこうというような流れになっておりますが、実際当の大島郡内に6つの漁協があるわけですが、一番苦しい思いをしているのが漁民ではないかと思っております。

現在約600名ぐらいの正組合員大島郡全体でおるわけですが、この合併の条件が組合員にとってかなり厳しいものがあるというのが現状です。まず、5年間で約組合員1人当たり8万円の手出しのお金を出していく。合併と同時に出資金を60万円にまで引き上げる。こういったものが大きな原因ですが、御存じのように大変高齢化が進んでおります。実際今年度の組合員の資格の異動等で約600人いる正組合員が半減するんじゃないかというような懸念もされております。こういった中で漁業関係者といたしましてはまとめていかななくてはならないというような考え方は十分持っておるわけですが、組合員の負担がいかにも多いというのが現実です。

このような中で、国が50億円、県が25億円等の支援をする中で周防大島町といたしましては、この経営企業協同組合の経営基盤強化等に向けての諸問題を支援しというのは、支援をしていただけると認識してよいのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ちょっと暫時休憩します。

午後 2 時28分休憩

午後 2 時45分再開

議長（新山 玄雄君） 再会します。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 合併支援につきましては、町といたしましては今後の検討課題とさせていただきます。過疎計画にあります事業について今後推進をしていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。木村議員。

議員（19番 木村 潔君） 済いません、簡単ですから。19番の木村です。19ページなんですけれども、主要公共施設等の整備状況とこの一番下の表なんですけど、中学校の危険校舎面積比率が12年14年と8.6%のまま推移しているんですけども、これは対象の学校というのが変わっていないのかどうかという部分と、ことしの部分についてはまだ情報が収集できてはないと思うんですが、沖浦中学校なんかまた相当被害がありましたので、今度のことしの台風によってこの比率が、これは予測で結構です。どの程度にふえてるのかという部分を教えてくださいましたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えをいたします。今ここに正確な資料をちょっと持っておりませんが、8.6%ということで、その面積の比率に12年度と14年度について変わりはないというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 木村議員。

議員（19番 木村 潔君） 済いません、じゃその具体的な細かいところまではちょっと現段階ではわからないということですね。はい、わかりました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。議案第16号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案16号周防大島町過疎地域自立促進計画（前期）の策定についての議案について反対の立場から討論いたします。

今回わずか残り1年分が前期分として残ったわけなんです。それ基本的に流れとしては旧各町の残りの1年分ということは、私自身中身は理解しております。しかし、その中身をどうとらえ

るかということで討論しておきたいというふうに思います。

今日まで私自身が過疎計議論してきたのは平成2年の新過疎ができたところから議論してきました。そしてとりわけ平成6年ごろからでしたか地総債というのが、地域総合整備事業債というものができました。有利な起債だからどんどん借りて地域に箱物をという格好で、実は今の財政状況を悪化させる内容に、流れになってきました。私たちは少なくともその地域地域にいわゆる必要なものは最低限度、例えば生活の基盤整備とか、それはやっていかなければならないという立場をとってきております。しかしそれ以上に大事な点は財政状況をどうとらえるのかということに議論してきました。とりわけ御承知のように、大島郡、合併前の大島郡4町、そして今の状況、これはどこに原因があるのかということとは明らかなんです。いわゆる身の丈に合った政治をしてこなかったからです。いわゆる財政と、いわゆる歳入と歳出がバランスが悪過ぎたんです。財源のバランスが悪過ぎた。それがいわゆる今日の財政状況を起こしておるんです。それを真正面からまずとらえる必要があると、この点で私は不十分だというふうに考えております。とりわけ今回は駆け込みではないかというふうに批判しました。例えば風呂の改修にしても、例えば旧東和町の星野記念館にしても、本当に合併議論といわゆるこういう流れの中にどう道理があるのかという点もやっぱり討論の中に入れておきたいというふうに思います。

私たちはこの16年度においてもかなり厳しく見ておりました。とりわけ例えば端的に言いますと、私どもが住んでおった旧大島町では普通会計、一般会計ではかなり絞り込んだ御承知のように財政状況になりました。それはやはり長年の懸案であった下水事業や、そしてまた水道事業に多額の金が要るということで、かなり町民からのいろんな要求があったものの、それに振り当てることに私たちは賛成してきました。それがやはり一般会計の起債制限比率を一定程度抑えていくということに私はつながったのではないかというふうに考えております。やはり財政論議の非常に大事な点と、もう一つは住民と一緒にっていく過疎計かどうか。これが私は判断基準の非常に大事な部分だというふうに考えております。その点を明らかにして、この点から私は今回の16年度、仮に1年分であっても反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。討論を終結します。

これより、採決を行います。起立による採決を行います。日程第20、議案第16号周防大島町過疎地域自立促進計画（前期）の策定について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案17号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の策定の議案について反対の立場から討論いたします。

御承知のように17年から5カ年のいわゆる過疎計画がこれでいいのかどうなのか。私は中身としてもかなり問題があるというふうに考えております。

それは一つは、過去の先人のつくってきた福祉の政策、これをどのように見るかという点です。例えば法定協の中で各町独自で行ってきた事業については廃止するということが安易に語られました。非常にショックを受けました。といいますのは、例えば大島町でいえば、出産手当からいえば大野町長から、そしてこんにちは赤ちゃん支援事業からいえば山元町長から、そして河野町長に引き継がれました。これがやはり私は大事な政策課題であったというふうに思っております。それが今後のつてないから関係ないよじゃなしに、結果としては落ちるようになっております。

また、旧東和町や、実は旧大島町で県補助が切れてからも在宅介護見舞金制度、旧東和町では2万円だったと思います。旧大島で1万5,000円、それが基本的には新町と17年度以降から落とされる可能性が出てくるという状況なんです。これ私は深刻な状況だというふうに思います。これの中にも書いちゃいますが、例えば費用対効果とか、例えば財源の集中化とかいろいろ書いておりますが、私は落とすべき課題と、そして残していく課題。そしてまた、いつやるかの課題、そしてどれを遅くやるかの課題、これが非常に私はこれを読んでも非常に不明瞭だというふうに考えております。私は今後ともかなりの議論がこの過疎計を執行するに当たっては大きな議論があるというふうにあえて考えております。それはやっぱり議員各位がそれぞればらばらの町であったのが、本当に財政論議を含めて今後の町づくりにどうやっていくのか、この件が問われている。だから、この過疎計は非常に熱心な議論が必要だったというふうに私は位置づけておりました。ただ十分な質疑にならなかったかもわかりませんが、今後これ5年間で新町建設計画とあわせて大事な議論のテーマになってくるというふうに考えております。その点を明らかにして私は反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、採決を行います。起立による採決を行います。日程第21、議案第17号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の策定について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 . 議案第 1 8 号

日程第 2 3 . 議案第 1 9 号

日程第 2 4 . 議案第 2 0 号

日程第 2 5 . 議案第 2 1 号

日程第 2 6 . 議案第 2 2 号

日程第 2 7 . 議案第 2 3 号

日程第 2 8 . 議案第 2 4 号

日程第 2 9 . 議案第 2 5 号

日程第 3 0 . 議案第 2 6 号

日程第 3 1 . 議案第 2 7 号

日程第 3 2 . 議案第 2 8 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 2、議案第 1 8 号柳井地区広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから日程第 3 2、議案第 2 8 号山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの 1 1 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） それでは、議案第 1 8 号から、まず議案第 2 0 号までの柳井地区広域消防組合、柳井地区広域事務組合、柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、まず補足説明をさせていただきます。

本案は、柳井市・大畠町の合併に伴いまして、平成 1 7 年 2 月 2 0 日限りで柳井市と大畠を脱退させ、さらに翌 2 月 2 1 日から合併後の柳井市を加入させることに伴いまして、柳井広域関係の各一部事務組合の規約の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第 2 1 号でございますが、山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について補足説明を申し上げます。

本案も柳井市・大畠町の合併に伴いまして、平成 1 7 年 2 月 2 0 日限りで、これは大畠町を脱退させることに伴いまして組合の規約の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 2 2 号ですが、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして御説明を申し上げます。

本案は、下関市・豊浦郡 4 町の合併に伴いまして、平成 1 7 年 2 月 1 2 日限りで豊浦郡 4 町及び豊浦豊北清掃施設組合を脱退させ、さらに、柳井市・大畠町の合併に伴いまして、1 7 年 2 月 2 0 日限りで大畠町を脱退させ、さらに、萩市・阿武郡 6 町の合併に伴いまして、平成 1 7 年

3月5日限りで阿武郡6町村を脱退させ、小野田市・山陽町の合併に伴いまして、平成17年3月21日限りで山陽町を脱退させることにつきまして組合規約の一部の改正をするものでございます。

次に、議案第23号でございますが、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について補足説明でございます。

本案は、長門市・大津郡3町の合併に伴いまして、平成17年3月21日限りで大津郡の3町を脱退させ、平成17年3月22日、翌日ですが、合併後の長門市を加入させることに伴いまして各一部事務組合の規約の改正をしようとするものでございます。

次、議案第24号でございますが、山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について補足説明を申し上げます。

本案は下関市・豊浦郡4町の合併に伴いまして、17年2月12日限りで豊浦郡の4町を脱退させ、さらに、萩市・阿武郡6町の合併に伴いまして、3月5日限りで阿武郡の6町村を脱退させ、小野田市・山陽町の合併に伴いまして、3月21日限りで山陽町を脱退させることに伴いまして、組合の規約の一部を改正しようとするものでございます。

議案第25号でございますが、山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について補足説明でございます。

本案は柳井市・大島町の合併に伴いまして、17年の2月20日限りで柳井市・大島町を脱退させ、翌2月21日から合併後の柳井市を加入させ、長門市・大津郡3町の合併に伴いまして、平成17年3月21日長門市・大津郡3町及び長門地区広域行政組合をまず脱退させ、翌3月22日から合併後の長門市を加入させることに伴いまして、組合の規約の一部を改正しようとするものでございます。

議案第26号でございますが、山口県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

本案は下関市・豊浦郡4町の合併に伴いまして、2月12日限りで豊浦郡の4町及び豊浦豊北清掃施設組合を脱退させ、柳井市・大島町の合併に伴いまして、2月20日限りで大島町を脱退させ、さらに、萩市・阿武郡6町の合併に伴いまして、3月5日限りで阿武郡6町村及び阿武郡町村税整理組合を脱退させ、さらに小野田市・山陽町の合併に伴いまして、3月21日限りで山陽町を脱退させ、さらに長門市・大津郡3町の合併に伴いまして、3月21日限りで大津郡の3町を脱退させることに伴い組合規約の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第27号でございますが、山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

本案は下関市・豊浦郡4町の合併に伴いまして、2月12日限りで豊浦郡4町を脱退させ、柳

井市・大島町の合併につきまして、2月20日限りで大島町を脱退、萩市・阿武郡6町の合併に伴いまして、3月5日限りで阿武郡6町村を脱退させ、小野田市・山陽町の合併に伴いまして、3月21日限りで山陽町を脱退させ、長門市・大津郡3町の合併に伴いまして、平成17年3月21日限りで大津郡の3町を脱退させることに伴い組合規約の一部を改正するものでございます。

議案第28号でございますが、山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

本案は下関市・豊浦郡4町の合併に伴いまして、17年2月12日限りで豊浦郡4町及び豊浦豊北清掃施設組合を脱退させ、柳井市・大島町の合併に伴いまして、2月20日限りで柳井市・大島町を脱退させ、翌21日から合併後の柳井市を加入させ、さらに、萩市・阿武郡6町の合併に伴いまして、3月5日限りで阿武郡6町村及び阿武郡町村税整理組合を脱退させ、さらに、小野田市・山陽町の合併に伴いまして、3月21日限りで山陽町を脱退させ、さらに、長門市・大津郡3町の合併に伴いまして、3月21日限りで大津郡3町を脱退させ、平成17年3月21日、翌日でございますが、合併後の長門市を加入させることに伴い公平委員会規約の一部を改正するものでございます。

以上、議案第18号から議案第28号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、ここで議案第19号柳井地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、補足をさせていただきます。

本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第60条第2項の規定により、議会は議決前に当該教育委員会の意見を聞かなければならないことになっておりますことから、先般、周防大島町教育委員会に対して意見の提出依頼をし、12月7日付で回答をいただいておりますので、その写しをお手元に配布しております。参考にしていただきたいと存じます。これが来てると思いますが、参考にしていただきたいと存じます。

それでは、議案第18号質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと附則のところでお聞きしたいんですが、附則の2番目に書いてあります平成16年度及び平成17年度の組合の経費は平成16年4月1日現在の関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てるということになってますが、そうすると、17年度の予算、組合の予算について大島郡については旧4町のそのままプラスしたもんが経費としてなるというふうには受け取られるわけですが、これについては少しおかしくないかと思うわけです。もう既に合併をしとるわけですから、平成16年度の予算については旧4町のままでいくよというんであればわかるわけですが、17年度までについても旧4町分がそのまま負担金として

上がるというのはいかがなものかなと。確かに経費は要りますが、にしても、組合議会の議員だって8人から3人に減るわけですから、そういう意味合いからすると当然負担金も下がってくるべきじゃなからうかと考えるわけですがいかがですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第18号の柳井地区広域消防組合の規約の変更についての議案の中の附則の2、平成17年度の組合の経費は、平成16年4月1日現在の関係市町の負担金及びその他の収入をもって充てるといふことこの御質問でございますが、実は周防大島町は平成16年10月1日に合併をいたしました。次に、柳井市・大島町が平成17年2月21日合併するわけでございます。そういうことございまして、16年度の予算審議がすでにこの時期に行われるということございまして、これが合併後、要するに柳井市・大島町が合併した後は4つの加入自治体が入ってくるということになります。そういうことございまして、17年度の負担金を今変更するということになりますと、この17年度の予算を審議する広域消防組合が当然その2月から3月あたりで予算審議になるということになります。そういうふうなときに、実際に2月の21日が合併でございますので、ちょうどその変わり目になるということございまして、これはいろいろその旧町、まだ合併前の時点でいろいろ御協議があったと思いますが、その中で17年度の負担金については16年度の当初の負担金の率をもって17年度はそのまま置こうということで、各構成町の合意が得られたということを受けて、こういう規約の改正を出しておるといふことになっております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これは僕の勘違いでしたかね。じゃ、これは、今の2項については、柳井市と大島について書いてあるわけですね。 そうじゃないわけでしょ。ということは、もう既にもうこの16年の10月1日に合併をしとるわけですから、組合議会の予算について、17年度の予算について合併後の話じゃないですか。今の部長さんの説明では大島と柳井市については予算には間には合わん、2月21日だから予算書つくるのに間に合わんから、平成16年4月1日現在でやりますよというならわかるけども、大島郡4町についてもう合併もう既に済んで、今から組合議会の予算書をつくるのに十分間に合うじゃないですか。だから新しい負担金制度でやるべきじゃないですか。そりゃ多くなるか少のうなるかわかりませんが、それを過去に振り返って、ことしの4月1日に戻ってから、そこにあわせてやるよというのは納得できないじゃないですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 17年度の予算であれば、当然、柳井市・大島町も合併後の新年度予算ということになるわけでございます。要するに、周防大島町の均等割と申しますか、要する

に町村割です。これが4から1になり、柳井市・大島町は2から1になるということになりますと、全体のことで考えないと、周防大島町のものを4を1にしますが、柳井市・大島町は2を1にしないということになりますと、それは不公平が起こるということで、要するに2月21日はまだ16年度でございますので、当然17年度の予算には反映できるということになります。そういうことで、このちょうど合併の16年度の歳出につきましては、16年度の当初の数の均等を当てはめようという協議がなされたというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これは幾ら言っても見解の相違というか、私がここで言ってもこれを変えるわけないんでこれ以上言いませんが、これは後からちょっと議論してみたいと思いますけども、いずれにしても合併済んだ話ですから、周防、来年17年度の予算についちゃ周防大島町としての負担金を出すのが正当と思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はござい、椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） これは今まさしく言われたとおりでありまして、柳井市・大島町を脱退させ、さらに新柳井市を加入させたときの規約の改正でございます。これ以前に周防大島町が脱退したときの規約も全くこのとおりで議決をいただいております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、柳井・大島の合併に伴い定数を減するという議案のところ、柳井地区広域消防組規約新旧対照表を見ながら質問をしますが、実際的に例えば今、合併がずっとやっていった中で、この広域消防組合の規約がそのまま生きていくと、実は非常に活力といいますか、議会としてていをなさない状況になってくるんじゃないかというふうな危惧がしちよります。といいますのが、確かに合併して旧大島町の人数が3人になり、大島町は柳井と一緒に柳井のもの4人のままということになれば、いわゆる議会が実際的に議論が非常に、早ういったら十分な議論ができるかどうか。それをもっと私は定数を逆に柳井は大島とくっつくから4プラス1でみるとか、例えばその定数増を一変考えて、今の柳井広域、私1回も出たことありませんが、昭和48年ごろから皆さん方勤めだして、そしてまた今、今後5年間でかなり退職者が出てくる時期に入ってくるんじゃないかなと。機械の変えとか退職者の増と、そういうときに各自治体の議員から出ていって、果たしてこの今の定数で議論ができるかといったら、逆に非常に議論が不十分になってくるんじゃないかなと、それ大丈夫なんですか、実際的に。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。柳井地区広域消防組合の現在の議員数は18名、合併前の議員数は、周防大島町が合併する前の議員数は18名ございました。それは、柳井市

が4名、周防大島町以下構成町が2名ずつという形でございました。要するに大島郡4町と大島町、上関町、平生町ということでございまして、2、7の14と柳井市の4で18名ということでありまして。これが周防大島町が8名から3名に規約改正を前回の専決処分とその専決処分の御承認をいただいたというところでございます。

それで、今現在は13名となっておりますが、この次、大島町が合併しましたならば、大島町の2名分はなくなりまして、そのかわり、それじゃ柳井市がどうなるかといいますと、柳井市は現在のままの4名だということになっております。これは、この考え方は市は市長プラス議員3名で4名と、町は2万人以上の場合、町長1名プラス議員2名で3名と、町の2万人未満の町では町長1名プラス議員1名で2名というふうなまず基本的なルールを決めまして、これを協議のもとに始めて、これで協議をした結果こういう規約の改正が行われたと。それを各構成議会で議決をいただいたという結果がこういう数字になっておるんだと思っております。

そういうことでございますので、今広田議員さんのこれから重大なその審議が行われる中でこの議員数でいいのかということになりますと、これはこの柳井地区広域消防組合議会の中でどうぞ御議論いただくべきものだというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私も正確には覚えてないですけど、あの当時定数を決めた大もとはそれぞれの独立した市町村がそれぞれあって、その中からいった規約がベースになっちゃうんじゃないかなというふうに考えております。そういう中で今、柳井広域消防の組合といえば、逆に今みたいな状況、いわゆる合併の状況を想定した定数じゃないというふうに思うております。そういう意味ではかなり今後例えば私が言うのは、退職者を大幅に迎える時期、そしていろんなやる時期、そりゃ当然柳井消防の広域の中で議論すべき条例改正の中なんですけど、そらそういう危惧があるということは明らかにしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 当然その柳井広域消防のその職員の年齢構成からいたしますと、当然今から大きな大量の退職者が出る時期がまいてくるということもありますし、大型のその機器の更新時期も来るとということもそのとおりだと思っております。

ただ、それだから議員数が少ないのはいかがかという問題につきましては、当然先ほど申し上げましたように、消防組合議会の中で議論されることと、もう一つは、当然その構成町の議会の議決が必要なわけでございますので、当然その構成町と一部事務組合との協議の中で規約改正をしようかと、どうしようかという議論がまずなされるべきだと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） じゃ、柳井地区広域消防組合規約の改正について、やっぱり各、

今言われたように、各地方議会から出ていく議員さん方、そしてまた、周防大島町を代表していく町長さん方がやっぱりしっかりその場で議論すべき内容だということを改めて明らかにして質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 28 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。議案第 18 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 22、議案第 18 号柳井地区広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 23、議案第 19 号柳井地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 24、議案第 20 号柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 25、議案第 21 号柳井市・大

畠町の廃置分合に伴う山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 2 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 2 6、議案第 2 2 号下関市・豊浦郡 4 町、柳井市・大畠町、萩市・阿武郡 6 町村及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 2 7、議案第 2 3 号長門市・大津郡 3 町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 4 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 2 8、議案第 2 4 号下関市・豊浦郡 4 町、萩市・阿武郡 6 町村及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 5 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 29、議案第 25 号柳井市・大畠町及び長門市・大津郡 3 町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 30、議案第 26 号下関市・豊浦郡 4 町、柳井市・大畠町、萩市・阿武郡 6 町村、長門市・大津郡 3 町及び小野田市・山陽町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 31、議案第 27 号山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 32、議案第 28 号山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第33．議案第29号

日程第34．議案第30号

議長（新山 玄雄君） 日程第33、議案第29号山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分についてから、日程第34、議案第30号山口県市町村職員退職手当組合の財産処分についてまでの2議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第29号山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について補足説明を申し上げます。

本案は下関市・豊浦郡4町、萩市・阿武郡6町村及び小野田市・山陽町の合併に伴いまして、豊浦郡4町、阿武郡6町村及び山陽町が脱退することに伴いまして、財産処分することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

財産処分の内容につきましては、議案の記の下側に書いてありますが、当該町村が山口県市町村消防団員補償組合を脱退するまでに納付した賞じゅつ金負担金額を処分するというところでございます。

次に、議案第30号山口県市町村退職手当組合の財産処分について補足説明を申し上げます。

本案は柳井市・大島町、小野田市・山陽町、下関市・豊浦郡4町、長門市・大津郡3町及び萩市・阿武郡6町村の合併に伴いまして、大島町、山陽町、豊浦郡4町、豊浦豊北清掃組合、大津郡3町及び阿武郡6町村が脱退することに伴いまして財産処分をすることにつき議会の議決をお願いするものでございまして、財産処分の内容につきましては、議案の記の下にあります。一つ当該町村及び組合が納付した負担金の額に準備積立金からの繰入金額を加算した額と当該町村及び組合の職員に支給した退職手当の額との差額に当該町村及び組合が山口県市町村職員退職手当組合を脱退したときの準備積立金現在額を財産処分するものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第29号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。起立による採決を行います。日程第33、議案第29号山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。起立による採決を行います。日程第34、議案第30号山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第35・請願第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第35、請願第1号消火栓設置方要望についての請願を上程し、これを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。武政議員、11番。

議員（11番 武政 輝夫君） 請願第1号、説明をさせていただきます。お手元に配布をさせていただいておりますものを朗読をさせていただき趣旨説明とさせていただきます。

去る平成16年11月26日18時30分ごろ、当方宅方から東へ約30メートル離れた浜田家独居老人65歳から出火、折からの台風並みの強風にあおられ、紅蓮の炎は天をも焦がす勢いで燃え盛り、瞬く間に全焼3戸、一部焼失2戸という悲惨な結果となった。思えば私も今を去る35年前、昭和44年5月9日、隣家の風呂場から出火、我が家もあっという間に全焼してしまった。そしてこのたび弟も私と同様、全焼という運命のいたずらが兄弟そろって悲惨な体験をしたのである。火事の恐ろしさは体験をしたものでなければわからない。このことからまず初期消火、そして周辺への類焼を食いとめることが先決である。私の体験から、これからの高齢化に伴い、消防車到着まで、初期消火が絶対条件である。もし、消火栓が近くにあれば、初期消火により被害も最小限に食いとめられたはずであった。これは私の過去2回の忌まわしい体験から痛切な声としてとらえていただきたい。当夜、詰所のポンプ車はエンジン始動がおくれ、また、消防車の到着は30分後であった。そのとき既に2軒の棟は落ちていた。不幸にも火元の浜田氏は焼死、まことに残念でならない。

以上のことから、「備えあれば憂いなし」の言葉どおり、多くの人たちの声であることを行政当局は真摯に受けとめ、全郡的な問題として全力投球をしてもらいたい。そして消火栓はお守り的な存在価値のあるものと認識すれば心は休まるのである。私のこの願いは地域住民の声であることをつけ加え請願するものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。請願第1号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 取り扱いについては既に聞いております。しかし、ちょっと気にかかるがあるので、本会議で請願者の紹介者の方に質疑を行います。

今回、日前浜の火事、これはいわゆる到着がおくれたというのがここへあります。しかし中身としては、なぜかというのがこの請願の中にはないんです。いいのですが、あの時点で火事があった、地元で地元の消防団に全然連絡の行かないという実態が明らかになっております。こういうふうなところはどういうふうにとらえちゃってんか、聞いている範囲で結構ですから、聞いている範囲でそのときの消火がおくれた理由について。私なりに聞いておるのは、いわゆるその地域の分団員が全く知らない、サイレンが鳴らないということで出動しようがなかったということで、旧橋町、総合支所の方には、現総合支所の方にはかなり抗議が行っちゃるんじゃないかというふうに思っております。その点でどういうふうに関心して聞いておられるか、ちょっと聞いておきたいと思っております。

議員（11番 武政 輝夫君） お答えをさせていただきます。私の聞いた範囲内では、今広田議員がおっしゃった言葉も聞いております。しかし、それはそれとして、私はこの請願の中に入れていただきたくなかった。そりゃいろいろの諸般の事情がございまして、連絡のおくれ、あるいは到着のおくれ等々あったと思いますが、これを教訓として今後の防災活動に役立ってほしいという気持ちで請願をいたしておるわけでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） この件については、所轄の総務委員会で付託しますので。（発言する者あり）質疑はほかにありませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。ちょっとお尋ねいたします。ポンプ車はエンジンの始動がおくれと書いてありますが、これは紹介者を見れば諸先輩方先生4人がおりますが、この中には自治会長とか分団の分団長にはこれを文書見てるんですか、ちょっとお尋ねいたします。

議員（11番 武政 輝夫君） お答えをさせていただきます。その横の連絡につきましては、私は一切聞いておりません。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（１７番 魚原 満晴君） 濟いません。ポンプ車がエンジンの始動がおくれということであれば、これは分団の責任でもあるし、これ文書見た場合、分団の分団長、分団員がどういう気持ちであるかというのは読めませんよね。ましてや自治会長にも連絡したかしないかわかりませんが自治会長の名前も載ってない。分団長のだれも載ってない。じゃ、この今のポンプ車のエンジンが始動がおくれたということは分団の責任になるんです。ということは、分団がこの文書を見てから何も言わなかったというのがおかしいと思うんです。

以上です。

議員（１１番 武政 輝夫君） 分団との意思の疎通、これは私がとやかく今ここで申し上げるわけにはまいらないと思います。請願者の中中嘉六さん、これ諸般の事情を踏まえてこのようにお書きになったと私は聞いております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。中本議員。

議員（２０番 中本 博明君） 今のおくれです。おくれで言うてるけど、わし今総合支所長もおりますが、うち４分団も待機しちよったんです。それでまだうちの息子が帰ってきてからまだ燃えてるぞと、だけどサイレンが鳴らにゃ出られんのですよね、消防団は、安下庄地区。そこらはどうなったのか。

議員（１１番 武政 輝夫君） お答えをいたします。おくれ、あるいはサイレンが鳴らなかった、これは私が知るところではございません。また、そういうことをなぜ鳴らさなかったのか、なぜおそいのかと、そういうことを論議することは控えていただきたい。それを教訓として今後防災活動に消防団の力を大にしていっていただきたいということをお願いしているわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（２０番 中本 博明君） いやいや、消防団の力はわかるけど、我々分団とすれば役場から要請がなければ出られないんです。だけど、今紹介者というか、それは知らない、知らないじゃ、質問のしょうがきかない。

議員（１１番 武政 輝夫君） これはサイレンが鳴らなかったこと云々を私に問われても私が鳴らすわけじゃないんです。これは行政なんです。それで、この被害者の気持ちは、今後こういうことがないように、高齢化が進む中で消火栓の一つでもすぐさにできるようなものをつくってほしいという要望なんです。もう燃えてしまった、おくれがどうだったとか、あるいは水が出なかったとか、ポンプがかからなかったということはもうこっち置いて、これを教訓にして何とかしていただきたいという気持ちなんです。そら今それはサイレンなぜ鳴らなかったかと言われても私は現場におったわけでもなし、私が通知をしたわけでもないんですから、それがなぜ鳴らなかったかということはやはり行政に言っていただきたいと思いますよ。これは私に言ったっ

てそりゃわかりません。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） ちょっと待ってください、中本議員がまだ。（発言する者あり）中本議員（発言する者あり）ちょっと待ってください。（発言する者あり）ちょっとまだ続いていますから質疑が。（発言する者あり）中本議員。

議員（20番 中本 博明君） そりゃ今のこの紹介者の言うことはようわかります、ほら。こら我々も、我々ちや、私も総務行ってから、これは防火水槽か、あれもちょっと遠いんじゃないかなと思ったし、ほんの消火栓も近くにないというのはよくわかります。じゃけど、それはそれとして、紹介者がよう言うの、よくそういうのはわかりますけど、やっぱりこの紹介議員としてするときには、やっぱり我々としたら消防団として、このいつ出るかももう待機して待ちよるんです。何ぼしても鳴らんから、わしゃもう、ほら役場にも電話したです。こんからいったんじゃから、そこのところもよく相談して、この紹介請願書を読み上げてほしいなと思うだけです。じゃから、ほら、あなたの言うことと、わしらも防火用水にせえ、ほの消火栓にもっと近くに、あの近辺にこうやってみたらないからするべきと思います。

議員（11番 武政 輝夫君） お答えさせていただきます。さっきから申し上げますように、サイレンがなぜ鳴らなかったのか、あるいはなぜポンプが始動しなかったのか、そういうことは私はここでは一切言いたくないんです。それを言えば各分団に対して非常に御無礼に当たります。それはお許しいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですね。神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 先ほど、今の紹介者議員さんが言われた発言の中で、私は内容よう知らんということは余りにもこれは無責任だと思っんです。やっぱり紹介議員になる方はこの請願の内容をしっかりとやっぱりしっかり読んでから十分把握してないと、余りにも無責任だと思っんです。予算関係もあることじゃし。どうでありますか、紹介議員さん。

議員（11番 武政 輝夫君） 内容は知らないということは広田議員さんが、あるいは魚原議員さんがおっしゃったのは、被害者と地域部落の住民の皆さん方とのコミュニケーションあるいは話し合い、そうしたものの内容とおっしゃるから私はそれは知りませんと申しました。この下中嘉六さんの気持ちは、これを教訓として初期消火ができる施設をつくってくださいという、そういう話し合いをお願いをしてきた。その内容はちゃんと話し合って私は承っておるし、私以外の3人の議員さん方の紹介議員としておられるんです。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今私の名前が出たんで、ちょっと発言しちょかんにやいけんというふうに思っんですのであててします。いっんですのが、私たちはいつでもどこに責任を負うか。私は請願者に責任を負うわけです。請願者のどこに責任を負うか。要望事項と要望項目なんです。

要望要旨と。それがそのことに非常にわかりにくいから、請願者の方に実際的に中身が、いわゆるここに出てきちよるが、あなたは紹介議員として中身をつかまえているんですかちゅうことを聞きよるわけよ、みんなが。中身をつかまえた上であなたは紹介議員になられたんですかちゅうことがみんな知りたいわけなんです。そこを端的に、中身はようわかちよるんじゃがあれが、それとも中身はわからんけど紹介議員になったんか、それがわからんわけよ。それをぱっと言ってくれたらええわけよ。

議員（11番 武政 輝夫君） 申し上げます。中身はここにも書いてありますように、初期消火ができる消火栓設備を設置してほしいという被害者の要望なんです。中身は、単刀直入にいえば、それはわかっていますよ。それで、あなたさまの質問の中で、魚原議員さんもおっしゃったように、部落の自治会長さんとかそういう方との話し合いのこういうものということは、それは私はわかりませんと申し上げた。これ請願の内容はそうですよ、単刀直入に申し上げて。消火栓をつけてくださいということなんですから。素人でもできる、そりゃ現在あります。県道筋に消火栓はあるんです。75ミリパイプができるような消火栓は全部ついてる、150メートル間隔で。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 中身は知ちよるというので、私たちも気にかかるんです。例えばこういう消火栓設置とか防火用水設置とかいうのは、一つ一つ過疎計の中でいわゆる計画的に着手していく内容なんです。ほたら、これはよそよりも先に早うつけてくれちゅうことなんです。それとも、よそと同様にやっぱり全体的に、周防大島町全体的に一つずつ着実につけてくれちゅうことなんですか。私はこの文面を読む限りにおいては、全郡的な問題としてということを書いちよるんで、一応全域的な課題ということで私はとらえたら、じゃが、紹介議員さんはどっちをとらえちよるんですか。

議員（11番 武政 輝夫君） お答えをいたします。これ消火栓というのは、御存じのように、水道法、あるいは消防法においてもあるんです、公水が入った時点で、150メートル間隔であるんです。75ミリパイプがつけられるようにあるんです。で、この請願はそれでは高齢化が進むの中で初期消火の一つとしての消火栓では使えないんです。使えない。だから、新規に全土にだれでもできるような蛇口をひねればすぐ水が出るような消火栓を、簡易消火栓を設置してほしいという気持ちなんです。それがやはりここにありますように、全郡的な問題として取り上げてほしいということ。

議長（新山 玄雄君） はい、よろしいですか。 それでは、質疑なしと認めます。どうぞ。

（発言する者あり）

ただいま議題となっております請願第1号消火栓設置方要望についての請願を会議規則第

9 2 条第 1 項により、所管の所轄の総務文教常任委員会へ付託します。

・

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の会議は12月16日木曜日午前9時30分から開きます。

午後3時45分散会
